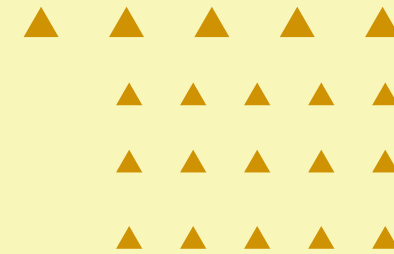


教育実践力向上 CBT

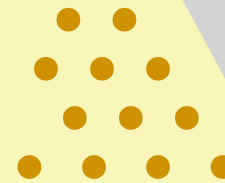
Computer
Based
Testing



問題集

令和
4年度用

発展編



北海道教育大学

北海道教育大学	校	専攻	
学生番号		氏名	

令和4年度用教育実践力向上 CBT(Computer Based Testing)問題集

問題作成者

	副学長	玉 井 康 之
札幌校	学校臨床教授	引 地 秀 美
札幌校	教授	東 間 義 孝
旭川校	学校臨床教授	林 崎 俊 一
旭川校	学校臨床准教授	山 中 謙 司
旭川校	教授	前 田 雄
釧路校	教授	小 澤 一 記
釧路校	教授	秋 保 和 久
函館校	教授	赤 間 幸 人

平成 31 年度用 CBT(Computer Based Testing)問題集

問題作成者(初版)

	副学長	玉 井 康 之
札幌校	学校臨床教授	横 藤 雅 人
札幌校	学校臨床教授	引 地 秀 美
旭川校	学校臨床教授	佐 藤 聖 士
旭川校	学校臨床准教授	山 中 謙 司
釧路校	学校臨床教授	福 岡 真 理 子
釧路校	学校臨床准教授	星 裕
函館校	学校臨床教授	小 田 将 之

令和 4 年度用

教育実践力向上CBT問題集 発展編

COPYRIGHT © 2020 HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION all rights reserved.

発 行 日：令和 4 年 3 月 30 日

発 行 者：北海道教育大学

発行責任者：北海道教育大学長 蛇 穴 治 夫

作 成 者：北海道教育大学教育実習前 C B T 全学運営委員会

第1部

発展編

発展編には、現場実践に直結する問題が収められています。

目次

はじめに	…	1
1 教師論	…	2
2 学級経営	…	11
3 学習指導・授業改善	…	24
4 特別支援教育	…	32
5 生徒指導	…	38
6 危機管理	…	46
7 『学習指導要領』（小学校、中学校）・教育課程	…	49
8 法規	…	56
答え	…	62

はじめに

1 本問題集のねらい

本学では、教育実習の充実を目指し、「教育実践力向上 CBT(Computer Based Testing)」の開発に取り組んできました。教育実習前に、基礎的な知識を問題集（「基礎編・応用編」）の形式で提示し、自学自習の期間を経た後に、コンピュータ検定で確認することにより、教職に対する基礎的な知識を確かなものとし、教育実習への意欲と自信を高めることをねらいとするものです。

本問題集は、これまで開発してきた問題の中から、教育実習後に取り組むことが効果的なものを選び、まとめたものです。教員採用試験や初任者の研修などにも役立つものと思います。

2 本問題集の構成と問題

本問題集は、「基礎編・応用編」と同様に、以下の内容で構成しています。

○子どもと適切な関わりをもつための教師論や学級経営、生徒指導・児童生徒理解、特別支援教育に関すること。

○学習指導や授業改善の基礎的な知識に関すること及び授業を規定する学習指導要領各教科等の目標や内容、教育課程に関すること。

○危機管理に関すること。

○教職という立場や現場での判断を支える学習指導要領や法規に関すること。

これらの問題は、大きく2種類に分けられます。1つは、現場経験者が「現場でよく見られる」と判断して設定した実践的な問題。もう1つは、学習指導要領やその他文部科学省の指導資料、法規から出題した知識を問う問題です。

実践的な問題については、必ずしも明確な根拠があるとは限りません。教育現場で日々起こる問題は、複雑で不確実な要素を多様に含んでいることが多いからです。選択肢に示された判断や対応例は、現場での判断や対応の全てを網羅するものではありません。また、答えとして示した判断や対応例は、どんなときも「ふさわしい」又は「ふさわしくない」と言い切れるものでもありません。それだけ実践現場は多様であり、指導や対応の方法も無限にあるということです。しかし、出題した問題、選択肢及び答えは、長い間に学校現場の常識・良識として確立してきたものです。これら現場の考え方や知恵について、数多く知っておくことの意義は大きいものと考えます。

単に正解が分かったことをもってよしとするのではなく、「そのような場面に遭遇したら、自分はこれを問題として認識できるだろうか」「選択肢が示されない中でも適切に判断・行動できるだろうか」と自問しながら取り組んでほしいと思います。

知識を問う問題については、出典が明確で紛れもないものです。どれも、現場で実践する授業や指導の基礎となるものです。これらについての知識が不確かだった場合は、示された出典に当たって確かめるようにしましょう。

No. 1 着任時の挨拶

着任校での教職員への初めての挨拶として、ふさわしくない内容を1つ選びなさい。

- ア 氏名
- イ 大学で取り組んできたことや学んできたこと
- ウ 趣味
- エ 教壇に立つ決意
- オ 自分の親の仕事や役職

No. 2 電話の応対 (1)

他校の校長から、自校の校長宛てにかかってきた電話の応対として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 校長が不在のときは、「校長はただ今外出しております」と伝える。
- イ 校長が不在かつ緊急のときは、やむを得ないため、校長に確認せずに校長の携帯番号を教える。
- ウ 校長につなぐときは、相手の所属と氏名をしっかりと伝える。
- エ 校長が不在のときは、相手の氏名と電話番号、電話を受けた時刻をメモする。
- オ 電話を取ったときは、自分の所属と名前を名乗る。

No. 3 電話の応対 (2)

保護者から自分宛てにかかってきた電話の応対として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 特別な配慮が必要な保護者から電話があった場合、自分が不在のときは教頭や学級担任外の教員に取り次ぐよう事前に周知しておく。
- イ 自分が不在のときは、こちらからかけ直すことを伝えるよう依頼する。
- ウ 電話の応対では解決が難しい案件と判断したときは、家庭訪問して直接話をするようにする。
- エ 保護者には自分の携帯電話の番号を伝えておき、携帯にかけてもらうようにする。
- オ 学校や学年全体に関わる案件については、即答せずに管理職に相談してから返答するようにする。

No. 4 電話の応対 (3)

電話応対における敬語の使い方として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 「校長は出かけております」
- イ 「〇〇(教諭)は、ただいま席をはずしており

ます。少々お待ちください」

- ウ 「〇〇(教諭)は、ただいま授業中です。授業が終わり次第こちらからかけ直します」
- エ 「ただいま職員会議中ですので、終わり次第こちらから連絡します」
- オ 「教頭先生はただいまお出かけになっています」

No. 5 名刺

社会人として名刺をもつことは社会通念上、常識とされています。このことを踏まえ、名刺についての認識としてふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 名刺を交換したら、なくさないようにするため、すぐにポケットにしまう。
- イ 初任者の段階では接するほとんどの人が目上に当たるため、自分から先に名乗って名刺を出すようにする。
- ウ 名刺に自分の携帯電話の番号を載せる必要はない。
- エ 受けとった名刺は適切に管理する。
- オ 地域等との連携した教育活動を展開するため、名刺を交換して積極的にネットワークを築くようにする。

No. 6 教具の発注

必要な教具を急ぎよ用意する必要がある際の対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア やむを得ないため、自分の判断で立替払をする。
- イ 事務職員に相談する。
- ウ 管理職に相談する。
- エ 事務職員に確認の上、業者に配送を依頼する。
- オ 授業内容を教具が用意できる日に変更する。

No. 7 儀式における礼儀作法の指導

卒業式における礼儀作法や姿勢についての指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 来客に対して恥ずかしくないようにするため、儀式の間は我慢するようにと指導する。
- イ 在校生には、卒業生への感謝の気持ちを表すために何ができるのか考えさせる。
- ウ 在校生には、卒業生へのお祝いの気持ちを伝える場であることを理解させる。
- エ 儀式の意義を考えさせる。
- オ 卒業生には、教師や在校生、保護者に感謝の気持ちや立派な姿を見せる場であることを指導する。

No.8 研究会参加の心構え

研究サークルや教科等の民間の研究団体の研究会に参加する上の心掛けとして、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級経営や教科経営に支障が出ないように考慮する。
- イ 管理職から参加承諾を得てから参加する。
- ウ 校外の研究サークルで学んだことを自己の課題解決に生かす。
- エ 他の学校から参加した教師と研修内容をどのように受け止めるかについて交流する。
- オ 研究会参加には意義があるため、校務よりも参加を優先する。

No.9 教師としての心の持ち方

教師としての心の持ち方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 起きていることは全て貴重な経験と捉え、プラス思考で行動する。
- イ どんなときも児童生徒のことを第一に考えるようにする。
- ウ 相手の気持ちを考えながら、自分のできること、及び努力すべきことを見極めて相手に理解を求める。
- エ 常に管理職や同僚など、様々な立場の人の助言を受けながら、最終的には自分で判断して責任を取る覚悟をもつ。
- オ 起きていることは常に自分の至らなさと考え、相手の望む行動をとるようにする。

No.10 反発する児童生徒への対応

同僚教師に対して反発している児童生徒への対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 反発している児童生徒を引き離し、「何があったの」と声を掛けるなど、まずは落ち着かせる。
- イ 反発している児童生徒を引き離し、自分が個別に話を聞くようにする。
- ウ 反発している児童生徒を引き離し、反発したことを叱責する。
- エ 児童生徒と同僚教師のこれまでの関係の中で、反発している理由を探ってみる。
- オ 児童生徒に教師の思いを間接的に伝えるようにする。

No.11 赴任先の情報収集

赴任する学校や自治体の教育について知りたいとき、情報収集の手段として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 都道府県、市町村、学校のWEBページを閲覧する。
- イ 各種刊行物で情報収集する。
- ウ 都道府県や市町村などが開催する教師塾や養成セミナーなどに参加する。
- エ 赴任する学校や自治体に勤務する知り合いの教員から情報を得る。
- オ SNSの評判を情報収集の中心とする。

No.12 出勤時の事故への対応

自家用車で出勤中、一時停止していた自分の車に、高校生が乗った自転車がぶつかってきました。高校生は何でもないと言い、そのまま登校しようとしています。この際の対応として、間違っているものを1つ選びなさい。

- ア 高校生が何でもないと言っているので、そのまま登校させる。
- イ 110番通報する。
- ウ 高校生の保護者に連絡する。
- エ 管理職に報告する。
- オ けがの有無を確認し、状況によっては病院に連れて行ったり119番通報したりする。

No.13 通勤

通勤方法や経路の変更について、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 生徒指導をするときは、事前に報告せずに通勤経路を変更して街頭指導をしてもよい。
- イ 自家用車から自転車に変更するときは、どちらも車両なので、届出の必要はない。
- ウ 自家用車からバスなどの公共交通機関に変更するときは、届出が必要である。
- エ 通勤方法の変更が短期間のときは、届出の必要はない。
- オ 通勤経路を変更するときは、特に届出の必要はない。

No.14 あおり運転の未然防止と対応

自家用車通勤におけるあおり運転の未然防止及び対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア あおり運転の原因には、急な車線変更や低速での運転が考えられるため、日常から周りの流れに気を配る運転を心掛ける。
- イ 時間にゆとりを持ち、相手を先に行かせることを心掛ける。
- ウ あおり運転を受けたときは、速やかに警察に連絡し、相手と直接対峙(じ)しないようにする。
- エ 自分の車が追い越し車線で止められるなどした

ときは、直ちに110番通報する。

オ 不当な行為を受けたときは、車から降りて、毅然とした態度で抗議する。

No.15 通勤時に気を付けること

通勤時に気を付けることとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア ラッシュ時の公共交通機関では、バッグは背負わず、足下に置くか前に抱えるようにする。

イ 通勤時間は勤務時間に含まれないので、特に留意すべき事項はない。

ウ 自転車は、車道左側通行の原則を守る。

エ 自動車での通勤では、児童生徒の模範となるような運転を心掛ける。

オ 時間に余裕をもつ。

No.16 出勤時の交通事故

自家用車での出勤中に追突事故を起こしてしまったときの対応として、間違っているものを1つ選びなさい。

ア 相手にけががないか確認する。

イ 相手がけがをしていたときは、119番通報する。

ウ すぐに110番通報し、勤務先にも連絡する。

エ 相手の連絡先を聞き、後から連絡する旨を伝えて遅れないように出勤する。

オ 契約する保険会社に連絡する。

No.17 教師間の連携

教師間の連携を高めるために、適切ではないものを1つ選びなさい。

ア 経験や力量を考量して、ベテラン教師と若手教師が同一歩調で実践できるように取組を検討する。

イ 補完できることについては、相互に補完しながら進める。

ウ 比較的容易に取り組むことができることから始めて、徐々に連携の水準を高める。

エ 日頃から教師間で教え合い、支え合うことのできる雰囲気づくりに努める。

オ 教師の力量にかかわらず、初任者との連携についても、高い水準で教育活動を行うことが重要である。

No.18 児童生徒を評価する際の心構え

児童生徒を見取り、評価する際の心構えとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 問題行動の指導の際に成績に影響することを伝える。

イ 児童生徒のよさや可能性を見るようにする。

ウ 結果だけでなく努力の過程も評価する。

エ できるだけその場で評価する。

オ 様々な機会に評価したことを伝える。

No.19 所信を表す

年度当初に児童生徒に自己紹介したり、指導方針を伝えたりするときに、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 笑顔で明るく話すようにする。

イ 楽しく自己紹介できるように工夫する。

ウ 学級経営の方針を分かりやすく示すようにする。

エ 楽しい学級になりそうだと思わせるようなクイズやゲームなどの工夫をしながら進めるようにする。

オ その場で初めて名簿に目を通して読み方を聞きながら名前を呼ぶ。

No.20 他校への訪問

他校訪問時に校長室に通されたときのマナーとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 「どうぞ」と促されてから着席する。

イ 案内された場所に着席する。

ウ 出された飲み物はすぐに飲み、感想を述べる。

エ 初対面の場合には名刺を交換して挨拶する。

オ コートは脱いでから入室する。

No.21 先輩教師から学ぶ姿勢

先輩教師から学ぶときの姿勢として、適切ではないものを1つ選びなさい。

ア 児童生徒の指導がうまくいかなかったときは、自分の指導方法を伝えて意見や助言を得るようにする。

イ 先輩教師の指導方法等について理解できないときは、その理由を尋ねてみる。

ウ 様々な先輩教師のそれぞれよいところを自分なりに取り入れてみるようにする。

エ 先輩教師の指導方法をまねしてもうまくいかないときがあるので、自分なりの方法にアレンジする。

オ 自分のクラスを頻繁に自習にするなどして、先輩教師の授業参観を優先する。

No.22 広い視野をもつための心掛け

教師として広い視野に立ち、教育を行っていくための心掛けとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 社会の変化や世の中の出来事に興味をもち、教師自身の視野を広げる。
- イ 教育の動向についてその背景も含めて考えていく。
- ウ 時代の変化に即した教育を行っていくことができるように自分自身の力量の向上に向けた研修に努める。
- エ 目の前の児童生徒一人一人を理解することより、将来を見据えることに重点を置く。
- オ 児童生徒が成長した時のことを考えながら、現在必要な教育を行っていく意識をもつ。

No.23 学び続ける姿勢

初任段階では、民間の研究団体や研究サークルへの積極的な参加が期待されます。その理由としてふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒や学校のことを忘れて心身のリフレッシュをするため。
- イ 初任者研修での学びを深めていくため。
- ウ 参加者同士が悩みを共有しながら課題解決していくため。
- エ 自らの課題を解決するため。
- オ 自分の専門性を更に高めていくため。

No.24 学級経営案

学級経営案を書くことの効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 目標を実現するための見通しを持ちやすい。
- イ 自分の思いを優先させた学級づくりができる。
- ウ 育てたい児童生徒像を意識して学級づくりができる。
- エ 学校教育目標や学年経営案にも意識を向けることができる。
- オ 自分の取組を評価できる。

No.25 若手教師同士の学び

若手教師同士の学びの在り方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 若手教師同士の交流だけでなく、先輩教師との交流も大事にする。
- イ 形式にこだわらず、柔軟に継続していく。
- ウ 教育の動向や学習指導要領の趣旨を踏まえながら学習を進める。

- エ 若手教師は目の前の児童生徒の指導に追われがちであるため、戸惑いや失敗・不安などを共有する。
- オ 若手教師の学びの場において管理職から指導を受けることが重要である。

No.26 校内研修への主体的な関わり

校内研修への参加の仕方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 参加するに当たっては、特に目的意識や目標は必要ない。
- イ 積極的に発言する。
- ウ 進んで研究授業を引き受ける。
- エ 自らの教育実践を振り返り、研修の成果を把握する。
- オ 学んだことを日常の実践に生かしていく。

No.27 教師の自己啓発

教師が自己啓発に努める上で、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 自己啓発をするため、教材研究や授業準備よりもセミナーなどに参加することが大事である。
- イ 児童生徒にとって魅力的な教師になることを考える。
- ウ 自己啓発の取組成果を児童生徒の成長から把握する。
- エ 上司や同僚とも交流する。
- オ 実践書など、参考となる本を読む。

No.28 自己研鑽（さん）

自己研鑽（さん）を積む上で、効果的ではないものを1つ選びなさい。

- ア 教育雑誌や教育新聞から、実践方法などの情報を収集する。
- イ 自分が向上したいと思う部分の書籍を調べて学習する。
- ウ 自主研修会や公開研究会などに参加して、教師間の情報交換をする。
- エ 授業公開などを行って、自分の授業を見てもらい、助言を受ける。
- オ 情報交換等をするよりも、自分一人で専門書を読むなど、知識を得ることが重要である。

No.29 NITSの研修動画

独立行政法人教職員支援機構（NITS）には、校内研修や新学習指導要領の解説動画が公開されています。そのような情報の活用方法としてふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 最新の教育情報を取り入れる。
- イ 自らの授業改善に生かす。
- ウ 研修で必要な情報のポイントをつかむ。
- エ 都合のいい部分を切り取って活用する。
- オ 繰り返し視聴する。

No.30 同僚の違法行為

学校内で同僚の違法行為を目撃したときの行動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 速やかに管理職に報告する。
- イ 違法行為を直ちにやめるように本人に伝える。
- ウ 証拠を保全又は記録する。
- エ 被害の状況を確認する。
- オ 人間関係を大事にするため、自分の胸にしまっておく。

No.31 校舎内の不審なカメラ

校舎内に盗撮目的と思われるカメラを発見したときの対応として、ふさわしいものを1つ選びなさい。

- ア カメラで撮影された映像を確認する。
- イ 児童生徒に気付かれることのないように、速やかにカメラを撤去する。
- ウ 現状を維持したまま速やかに管理職に報告する。
- エ 学校内部の問題であるため、警察には通報しない。
- オ 指紋を採取したり、その日の教職員の行動の記録を一覧にしたりするなど、積極的に犯人を捜す。

No.32 同学年の教師との協働

同学年の教師と効果的に協働するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学年内で共通理解の下、児童生徒の実態に合わせるより、できる限り学級間の指導の違いが出ないようにする。
- イ 学年内で共通理解の下、教師個人や学級の実態の違いを認めながら協力する。
- ウ 個々の教師がもつ専門性を生かしながら学年内の業務分担をする。
- エ 準備に時間のかかる教材は共同で作成したり、共有したりする。
- オ 日常的な声の掛け合いやコミュニケーションを密にする。

No.33 厳しい意見への対応

同僚や保護者から、厳しく意見されたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分自身の言動や事実関係を冷静に振り返って

みる。

- イ 自分に対する相手の理解が足りないため、できる限りその相手と関わらないようにする。
- ウ 学年のほかの教師や管理職に相談する。
- エ 相手の立場になって考えたり、第三者の視点から考えたりする。
- オ 一人で抱え込まずに友達や家族、恩師など周りの人に相談する。

No.34 研修会参加時の対応

講習会・研修会に参加するときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 授業に支障がないように事前に準備をしておく。
- イ 講習会等に参加することについて事前に管理職などに申し出る。
- ウ 講習会等の内容を自校に還元できるように努める。
- エ 必要な事務手続きを済ませてから参加する。
- オ 研修に参加するときは、学級担任外の教師が補助するため、特に誰にも声を掛けない。

No.35 学校の教育目標

学校の教育目標の押さえとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 校内研究内容とは切り離して設定する。
- イ 重点目標を設定する。
- ウ 目指す児童生徒像を設定する。
- エ 教育関係諸法令との関連を図る。
- オ 教育委員会の指導方針などとの関連を図る。

No.36 校務分掌

校務分掌の説明として、当てはまるものを1つ選びなさい。

- ア 同一学年の学級担任が様々な教育活動に協働して取り組む営み
- イ 複数の教師が協力して行う授業方式の一つ
- ウ 学校教育上の単位組織である学級を教育目的に従って効果的、効率的に運営すること
- エ 学校の教職員が学校教育の目標を実現するため、校務を分担して遂行していくこと
- オ 学校運営を円滑に進めるため、学校に置かれる会議体

No.37 学級担任間の情報交換

学級担任間の情報交換の内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 政治的又は宗教的信条
- イ 児童生徒の様子
- ウ 教材に関する情報
- エ 教科や生活の指導法
- オ 身近に見られる自然や社会事象

No.38 「報告・連絡・相談（報連相）」の重要性

職務遂行に当たって「報告・連絡・相談（報連相）」が重要とされる理由として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 単独で仕事を任せられない人の職務遂行を監督するため
- イ 情報を共有することにより、一人で抱え込んで職務を遂行しなくて済むようにするため
- ウ 様々な意見を踏まえながら、多面的でより良い職務の遂行をするため
- エ 問題に早期に対処したり、職務を円滑に遂行したりするため
- オ 個人が判断するのではなく、学校としての考えを前提として判断をするため

No.39 教員間の協働による指導

教員間で協働して指導するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 指導が教員間で異なったり矛盾したりしないようにする。
- イ 事前に打合せを行ったり、その都度コミュニケーションを取ったりする。
- ウ 少々の違いがあっても互いにフォローし合うように臨機応変に対応する。
- エ 指導に行き違いが出たときは、児童生徒の前であっても時間をかけて協議し、修正する。
- オ 児童生徒の実態や指導観・目標を共有する。

No.40 指導に関する教師間の話し合い

教師間で互いの指導について改善点も含め話し合うとき、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 互いのよいところを認め合い、取り入れるようにする。
- イ 自分が実践した方法を提示し合い、率直にアドバイスをし合う。
- ウ 課題のある児童生徒については、知り得る情報について提供し合う。
- エ ベテランの教師からも失敗談などを伝え、若手

教師の参考にする。

オ 学級で起こる問題の原因は、学級担任の指導技術の未熟さであることを指導する。

No.41 指導に悩む同僚への関わり

児童生徒への指導がうまくいかないと悩んでいる同僚への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア その同僚がどんな工夫をしているかを尋ねる。
- イ うまくいっていないことを気軽に話せるようにするため、ふだんから相談し合う関係をつくっておく。
- ウ 当該児童生徒の状況・評価を同僚に聞いたり、第三者による指導を依頼したりする。
- エ 指導の様子をビデオに撮って、それを見ながら助言したり自分の方法を紹介したりする。
- オ 仲の良い同僚だけに声を掛ける。

No.42 朝の時間

朝の会が始まるまでに教師が行っておくべきこととして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 早目に教室に行き、児童生徒の様子を観察する。
- イ 前日までの疲れを取るため、時間になるまで職員室等で休憩する。
- ウ 学年や教科担任間で一日のスケジュール等を確認する。
- エ 登校してきた児童生徒に挨拶をしたり、話し掛けたりする。
- オ 朝学習の時間に取り組むプリント等を用意しておき、開始時刻に始められるようにする。

No.43 アンガーマネジメント

怒りを予防する心理療法プログラムとして、アンガーマネジメントがあります。この説明として当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 当初は犯罪者のための矯正プログラムなどとして活用されていた。
- イ ハラスメント防止対策として、多くの職場に導入されている。
- ウ いかなる場合であっても、自分の感情をコントロールし、怒らないようにすることが目的である。
- エ 大人だけではなく、児童生徒にとっても重要なトレーニングである。
- オ 怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニングである。

No.44 職場での心掛け

職場での円滑な人間関係を築くための心掛けとし

て、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 教諭以外の職種とのコミュニケーションや相互理解も大事にする。
- イ 私生活も含めた関係づくりを積極的に行うため、家庭のことなども細かく聞き出す。
- ウ 積極的に来客に対応したり電話を取ったりするなど、接遇に慣れることを心掛ける。
- エ プリンターのインクや用紙がなくなりそうなときは、早めに担当者に連絡する。
- オ コピー機の使用後はリセットボタンやスリープボタンを忘れずに押す。

No45 同僚の悩みへのフォロー

「学級がうまくいっていない」という同僚からの相談へのフォローとして、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級経営上の悩みなどを聞いて、アドバイスしたり協力したりする。
- イ 必要なときはそのクラスに入って児童生徒と一緒に指導する。
- ウ 教師には向いていないと伝え、しっかり指導するように叱責する。
- エ 特定の児童生徒が大きな原因になっているときは、他の教職員がその児童生徒にカウンセリングを行う。
- オ 合同の授業・学級活動・学級レクなどを行い、クラスの雰囲気を変えていく。

No46 「学級王国」の予防・解消

独自性が強すぎる排他的な学級経営（いわゆる「学級王国」）を予防・解消するための取組として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 指導が困難な児童生徒に対しては、相互にフォローアップしていくことを確認する。
- イ 学級経営の方法や成果に関して、交流できる機会を設ける。
- ウ 特定の児童生徒の様子について、それぞれが別の場面で見たと状況や気付いたところを相互に伝える。
- エ 時々互いの授業や学級活動を参観し合って、相互の学級経営の参考にする。
- オ その教師の指導力を認め、関わらないようにする。

No47 先輩への相談

先輩教師に相談するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア その先輩教師が苦手としている内容について相談をする。
- イ 相談内容の解決につながりそうな先輩教師に相談する。
- ウ 信頼のできる先輩教師に相談する。
- エ 実践豊富で指導力のある先輩教師に相談する。
- オ 複数の先輩教師の話聞いた上で、最終的には自分で判断するように努める。

No48 教師間の交流

教師間でそれぞれのクラスのよいところや改善するところを話し合うとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア それぞれの教師のよい工夫を基本にして、それを伸ばす方向で検討する。
- イ 自分が実践した学級経営の方法を提示して、率直にアドバイスを求める。
- ウ 学級の課題のある児童生徒については、知り得る情報について提供する。
- エ ベテラン教師の経験談などから改善の参考とすることを見いだす。
- オ 学級で起こる問題は、担任の指導の未熟さによるものと批判する。

No49 他の教師からの批判への対応

周りの教師から児童生徒への指導や対応方法について批判や指導を受けたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 聞いた上で自分にできるかどうかを判断する。
- イ 自分の知識・技能を高める上で、まず取り入れてみる。
- ウ 言っている意味や理由、方法を更に詳しく聞いてみる。
- エ 意見を受け入れた上で、自分の意見や方法についても伝える。
- オ その教師と同じ対応ができないため、批判や指導を受け流す。

No.50 精神的な健康

若手教師が精神的な健康を保つ上で、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア どんな状況においても、教師としての理想をもって教壇に立つ。
- イ 自分自身のストレスに気づき、これに対処する知識や方法を基に習慣化した行動をする。
- ウ 管理職に相談し、業務上の配慮を求める。
- エ メンタルヘルスに不安を感じる時は、早めに周囲の産業医や精神科医などに相談する。
- オ 自らを客観視し、安定した気持ちで仕事ができるようにするため、メンタルヘルスを保つ努力をする。

No.51 ストレス解消の重要性

適度なストレス解消の方法(ストレスマネジメント)を身に付けることが大切な理由として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア ストレスが過多になり、うつ状態になるのを避けるため
- イ ストレスが過多になり、精神的に不安定になると、児童生徒との関わりに影響が出るため
- ウ ストレスが限界に達して休職すると、給与に影響が出るため
- エ ストレスなく仕事ができると、児童生徒と良好な関係を築くことができるため
- オ 教師は自分を律することが多い職業であり、ストレスがたまりやすいため

No.52 仕事の処理

いくつか重なった仕事を確実にかつ効率的にやるための心構えとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒に自習をさせてしまった仕事をする。
- イ 締切りの早い仕事から取りかかる。
- ウ 冷静に仕事の優先順位を付ける。
- エ 重要度の高い仕事から取りかかる。
- オ 簡単な仕事から取りかかる。

No.53 実務処理が分からないときの対応

学校内の実務処理(校務分掌の業務等)に関することで分からないことがあったときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア メモを取っておいて担当者にまとめて聞く。
- イ 同僚に相談したり、協力してもらったりしながら進める。
- ウ 自分の案をもって管理職や先輩教師に助言を仰

ぐ。

- エ 調べたり、同僚に聞いたりしないで、自分の責任において自己流に処理する。
- オ 校内に保管してある過去の資料等を探し、参考にする。

No.54 実務をこなす技術の効果

「To Do List」や仕事の順番付けなどの効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 効率よく仕事を処理できたり、個々の負担を軽減できたりする。
- イ 自分の中で仕事の優先順位を付けて整理することができる。
- ウ 期間内にやるべき仕事を意識して、期限を守ることができる。
- エ 校務と授業準備等の時間配分のバランスを取ることができる。
- オ 自分の状況や能力の範囲を越えた業務を実行することができる。

No.55 指導要録記載の留意点

指導要録を記載するときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 所見欄については、本人以外の個人名を記載しない。
- イ その児童生徒のよい点や進歩の状況などについては、積極的に記載するようにする。
- ウ 欠席日数や学力調査、知能検査などの数値については、正確に記載する。
- エ 通知表に記載できなかった児童生徒の短所や課題については、漏れなく記載する。
- オ 記載の内容や方法などについては、学校全体で一貫した方針の下で適切な記載となるようにする。

No.56 組織による教育目標の実現

校長のリーダーシップの下、組織を挙げて教育目標を実現するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 教職員個々の取組の成果については、校長一人が責任をもって総合的に評価し、それを組織の成果とする。
- イ 目指す児童生徒像を設定し、共有する。
- ウ 重点目標を設定する。
- エ PDCAサイクルを回し、教育目標の実現に向けた取組を推進する。
- オ 校務分掌の機能を生かしてその具現化を図る取組を推進する。

No57 会議の効率的な進め方

会議を効率的に進めるための配慮事項として、有効ではないものを1つ選びなさい。

- ア 会議の時間配分を事前に調整したり、開始時刻や終了時刻を厳守したりする。
- イ 情報を共有するため、全ての連絡事項について漏れがないように詳細に報告する。
- ウ 弱みや悩みも話せる場や雰囲気をつくり、実質的な改善を話し合えるようにしていく。
- エ これまでの運営で蓄積してきた内容について、有効活用できるようにする。
- オ 校務支援システム等の電子掲示板を活用するなど、協議が必要なことは事前に示し、意見を集約するようにする。

No58 PDCA理論

組織マネジメントの手法の1つに「PDCA」というマネジメントサイクルがあります。その説明として正しいものを1つ選びなさい。

- ア サイクルの方向は、一方向であり、戻ることがない。
- イ 必ず「P」からスタートしなければならない。
- ウ PDCAサイクルは、それを形式的に回すことが目的である。
- エ 組織のリーダーが意識すればいいことである。
- オ 常に継続して取り組む必要がある。

No59 ブレインストーミング

課題解決の方法やアイデア創出のための手法として、「ブレインストーミング」があります。その説明として間違っているものを1つ選びなさい。

- ア アレックスオズボーン（米）によって開発された会議方法の1つである。
- イ 集団でアイデアを出し合うことによって発想を誘発する手法である。
- ウ 結論厳禁、自由奔放、質より量、結合改善の4原則がある。
- エ 参加人数に特に制限はないが、役職に関係なく同じ立場の意識をもって参加することが望ましい。
- オ 話合いの後、特に整理する必要はない。

No60 KJ法

データをまとめたり、問題を解決したりする手法の1つとして、「KJ法」があります。その説明として間違っているものを1つ選びなさい。

- ア 考案者である川喜田二郎氏のイニシャルをとって「KJ法」と命名されている。

- イ テーマに基づき、参加者が1枚のカードや付箋に、1つのデータやアイデアを記述する。
- ウ 模造紙などを参加者が囲み、一人ずつ自分のカードを読み上げ、置いていく。
- エ 似ているカード（付箋）を近くに置いてグルーピングし、見出しを付ける。
- オ 見出しさえ付けてしまえば、KJ法による問題解決ができたといえる。

No61 個性を伸ばす評価

個性を伸ばす評価をするための留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が表現したもの（ノート、作品等）から、意欲や考えなどを想像する。
- イ 児童生徒から表出された表現は、よさの表れと理解する。
- ウ データからできなかった所に目を向け、是正することを重視する。
- エ できないことや悩みを温かな気持ちで感じ取る。
- オ 他の教師からの情報も集めて多角的に評価をする。

No62 日本の教員が担う業務

平成29年に国立教育政策研究所が発表した「学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書」において、諸外国（アメリカ、イギリス、中国、シンガポール、フランス、ドイツ、韓国）の教員は担っていないが、日本の教員が担っている業務として示されたものを1つ選びなさい。

- ア 登下校時の指導・見守り
- イ 児童生徒へのカウンセリング
- ウ 朝のホームルーム
- エ 問題行動を起こした児童生徒への指導
- オ 児童会・生徒会活動

No63 選挙権の行使

教師自身の選挙権行使の考え方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 満18歳になると選挙権を有することとなる児童生徒の手本となる。
- イ 政治への関心と同時に社会参画の意識をもつ。
- ウ 投票日に都合がつかないときは、期日前投票をする。
- エ 国民主権の考え方に沿って投票する。
- オ 教師は、政治的行為が制限されているため、投票しない。

No.64 苦情への対応

放課後、「公園で遊んでいる児童生徒の声がうるさい」という苦情の電話が学校に寄せられました。この電話への対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア メモを取りながら丁寧に相手方の話を聞き、事実が確認できたときは、児童生徒への指導を行う旨を伝える。
- イ 管理職や生徒指導担当の教員に報告し、早急に現場に行ったり関係している児童生徒から話を聞いたりするなどして事実確認を行う。
- ウ 相手方に多大な迷惑をかけたときは、当該児童生徒の家庭に連絡の上、謝罪に行くことを促す。
- エ 相手方に対して、確認した事実や児童生徒への指導内容を伝え、理解を得るようにする。
- オ 放課後に校外で起きたことについては、学校と

して関知しない旨を伝える。

No.65 教育活動への参加

教育実習で様々な教育活動に関わる時、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 様々な教育活動に積極的に関わるのが重要であるため、実習校の教員に事前に確認する必要はない。
- イ 朝の会と帰りの会に積極的に関わり、進行の仕方等を理解する。
- ウ 時間のある休み時には、一緒に遊ぶなど、児童生徒と関わる時間をもつようにする。
- エ 給食指導や清掃指導では、一緒に活動しながら児童生徒の様子を観察したり、指導したりする。
- オ 実習校の教員の授業を積極的に参観し、授業の進め方について学ぶ。

2 学級経営

No.1 学級経営の基本的姿勢

独自性が強すぎる排他的な学級経営（いわゆる「学級王国」）に陥らないための留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 常に開かれた学級づくりを心掛ける。
- イ 様々な考えや価値観が認められる学級の雰囲気をつくる。
- ウ 児童生徒の考えを取り入れる。
- エ 全ての教育活動は学級担任の責任で行う。
- オ 他の学級の様子を捉える。

- ウ グループ活動など、助け合いの場を設定する。
- エ 児童生徒の思いや願いを生かせる活動を取り入れる。
- オ 一人一人が活躍できる場を設定する。

No.2 学級経営の内容

学級担任が構想する学級経営の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学習環境の整備
- イ 教育課程の編成
- ウ 学習指導
- エ 生徒指導
- オ 学級事務

No.4 学級目標

学級目標の設定や活用に関わる留意点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級目標を実現するための具体的な行動目標を立てる。
- イ 発達の段階に応じて、児童生徒の意見を生かして学級目標をつくる。
- ウ 具体的で実現可能な目標とする。
- エ 行動目標は、時期と到達度に応じて更新していく。
- オ 学校の教育目標とのつながりを意識する必要はない。

No.3 よりよい学校生活

よりよい学校生活を築こうとする態度を育てるための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自主性を育むため、全て児童生徒の自由に任せる。
- イ よさを認め、励まし、みんなに広める場をつくる。

No.5 学級開きの心構え

学級開きのときの教師の心構えとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒に軽く見られないために威圧的な態度や表情で臨む。
- イ 楽しく温かい雰囲気をつくる。
- ウ 担任としての学級への期待や思いを語る。
- エ 担任への安心感・親近感をもたせる。

オ 児童生徒の意欲を喚起する。

No.6 学級開きの活動

新年度初日の学級開きの活動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 前年度までの学習内容に関するテストを行い、学力を把握する。
- イ 教師の自己紹介をする。
- ウ 学級担任として学級で大事にしたいことを伝える。
- エ 学級担任として絶対に許さないことを伝える。
- オ 児童生徒一人一人のよさを呼名しながら伝える。

No.7 学級経営案の立案

学級経営案を立てるときの留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学校の共通の形式に合わせて作成する。
- イ 1年間を見通して育てたい力を明確にする。
- ウ 児童生徒の実態を踏まえる。
- エ 学級目標を達成するための具体的な手立てについては省略する。
- オ 児童生徒の思いや願いを踏まえる。

No.8 教室環境づくり

教室環境づくりのときに配慮することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 掲示内容や場所については全教室で統一し、児童生徒の自主的な取組の成果などの掲示は控える。
- イ どの生徒にも、作品のよさや成長の過程を認める教師のコメントを添える。
- ウ 学級文庫を設置したり、花を生けたり、植物を育てたりして潤いのある空間づくりをする。
- エ 係活動や生徒会活動等の目標や進捗状況・評価等を示し、学級の様子や動きが把握できるような掲示を工夫する。
- オ 換気や採光に気を付けて、必要なものだけをバランスよく掲示する。

No.9 掲示や展示の留意点

掲示や展示をするときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 手書きのものや活字の印刷物などバランスの取れた掲示計画を立てる。
- イ 学級の児童生徒の実態を把握し、授業に集中できる掲示の量や場所を考える。
- ウ 当番活動については、いつ・誰が・何をするのが一目で把握できるように掲示する。

エ 多くの情報が伝わるように、教室正面にたくさん掲示物を貼る。

オ 絵や習字等の作品を掲示するときは、全員分を掲示する。

No.10 掲示板の使い方

係活動の活性化を促す掲示板的な使い方として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 係の活動に対する感謝の気持ちを表したカード等を貼るスペースをつくる。
- イ 活動内容、役割分担を明確にし、月の予定や週の予定を記入した活動計画表を掲示する。
- ウ 係名、メンバー、意気込みなどを書いたポスターを掲示する。
- エ 係からのお知らせやイベント案内、お願いを掲示する。
- オ 活動が活性化していない係に対しては、教師からの指導を書き込む。

No.11 作品掲示の配慮事項

児童生徒の作品を掲示するときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 紙は、四隅を画鋏（びょう）で留める。
- イ 縦、横をそろえて掲示する。
- ウ 作品には、記名したり名札を付けたりする。
- エ 廊下には、上手な児童生徒の作品だけを掲示する。
- オ 同じ作品を長期間、掲示しないようにする。

No.12 教室掲示の工夫

教室掲示の工夫として、重要ではないものを1つ選びなさい。

- ア 明るい雰囲気をつくるため、カラフルな色彩にすることを最優先する。
- イ 黒板の周囲は、必要最低限の内容にする。
- ウ 児童生徒の達成状況を示す掲示物は、期間を決めて掲示する。
- エ 児童生徒の学習の履歴が分かるものを掲示する。
- オ 児童生徒の自治的活動の内容を示すものや、学級への所属感が感じられるものを掲示する。

No.13 動植物の飼育栽培

教室で動植物を育てるときの配慮事項として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 生物を愛護する態度を育成するため、児童生徒が毎日世話をする。
- イ 育てる動植物の選定は、児童生徒の考えを反映できるようにする。
- ウ 児童生徒がアレルギー反応を起こさないように留意する。
- エ 児童生徒が世話の仕方について調べられるようにする。
- オ 動植物が好きな児童生徒だけを担当にする。

No.14 フリースペースの活用

協働学習スペースやフリースペースがある学校では、それらのスペースをどのように利用するとよいでしょうか。ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が少人数に分かれて作業や話し合いをする。
- イ 個別指導や習熟度別指導をする。
- ウ 教材などの置き場所にする。
- エ 異学年交流をする。
- オ クラブ活動や課外活動などの成果物を展示する。

No.15 年度はじめの学級づくり

学級がスタートしておよそ1週間で進める学級づくりの内容として、優先順位の最も低いものを1つ選びなさい。

- ア 学習のルール
- イ 係活動・当番活動の決定
- ウ 朝の会・帰りの会の進め方
- エ 運動会のめあてづくり
- オ 登下校時や校外外の生活のきまり

No.16 よりよい学級生活に導く

児童生徒が自発的によりよい学級生活を送ろうとするように導くための働き掛けとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒がきまりを決めるときは、教師の承諾を必要としない。
- イ 目指す学級について教師の願いを伝える。
- ウ 過ごしやすい学級について話し合うことができるようにする。
- エ きまりの重要性について理解できるようにする。
- オ 学級の全員が納得するきまりにする。

No.17 学級のルールを守るための指導

児童生徒が自発的に学級のルールを守るように導くための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 本当にそのルールが必要なかどうかを話し合い、ルールづくりをする。
- イ ルールを守ることで、学級生活が安全で豊かなものになることを確認する。
- ウ 一度決めたルールは変えない。
- エ 決めたルールについて、守られているかどうかを確認する仕組みを作っておく。
- オ ルールが守られないとどのようなことが予想されるかについて話し合う。

No.18 学級目標設定に向けた話し合い

「このクラスのよいところ」や「こんなクラスにしたい」という思いや願いを各自に書かせるとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 他の児童生徒の直接的な批判や特定の児童生徒を念頭においた批判はしないことを原則にする。
- イ 自らがどのようなことで関われるかを必ず入れるようにする。
- ウ 抽象的な期待だけでなく、具体的な期待を書くようにする。
- エ クラスに対する批判的な意見だけでなく、建設的な意見やよい点を伸ばす提案をするようにする。
- オ 問題ある児童生徒の具体的な問題点を指摘し、直すことができるようにする。

No.19 席替えの留意点

席替えのときの留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア いつも同じ児童生徒が同じ班にならないようにする。
- イ 好きな人同士で自由に決めさせるようにする。
- ウ コミュニケーションを上手にとることができない児童生徒には、仲のよい児童生徒を同じ班にする。
- エ 学級担任が教育的意図をもって決める。
- オ 目的に応じて学力や生活力が均等になるようにグループを構成する。

No.20 学級活動における話し合い活動

学級活動における話し合い活動(学級会)の仕方・マナーの指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学校や学級の生活をよりよくするための話し合い

活動であることを指導する。

- イ 児童生徒の自発的・自治的な活動を尊重するが、任せることのできない議題については事前に指導しておく。
- ウ 話し合っただけでも、不本意であれば実行せずに不満や反対の意見を言うように指導する。
- エ 司会は分かりやすい話し方や進行を心掛け、多くの意見を引き出し、合意形成を進めていくように指導する。
- オ どの児童生徒も自ら意見を積極的に出し、互いの意見を尊重するように指導する。

No21 委員会活動への参加

委員会活動に前向きに取り組ませるための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学校生活の充実と向上のため、児童生徒が主体的に組織づくりや役割分担を行い、協力して取り組むことを理解させる。
- イ 委員会の一員として目標をもち、自分の役割を果たすことの大切さを指導する。
- ウ 児童生徒の発想を生かした活動ができるように指導する。
- エ 委員会活動の計画や運営の仕方などを学ぶことができるように指導する。
- オ 委員会活動は、自主的活動であり、担当教師が違うため、学級担任が指導すべきではない。

No22 学級目標への意識が薄れている際の指導

学級目標への意識が薄れていると感じた際の対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級目標への意識が薄い児童生徒については、全員の前で叱責する。
- イ 学級目標の目指していることや設定当初の児童生徒の意気込みなどについて振り返らせる。
- ウ よりよい学級をつくるために全員で学級目標に向かうことの大切さを再確認する。
- エ 個人で学級目標を達成するための今後の行動については、カード等に行ったり発表したりする。
- オ 教師から学級目標が意識されていない状況や教師の気持ちなどについて伝える。

No23 誰とでも仲よくする指導

特定の児童生徒だけでなく学級のみならず仲よくするための指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級のみならず仲間であることを指導する。
- イ どの児童生徒もその子らしいよさをもっている

ことを指導する。

- ウ 困っていたり元気がなかったりする友達を見たときは、声を掛けるように指導する。
- エ 学級のみならず仲よくしたいと思わない児童生徒がいるときは、その児童生徒とは仲よくしなくてもかまわないと指導する。
- オ 誰とでも協力して学級生活を楽しく過ごすことの大切さを指導する。

No24 公平性を保つ児童生徒との関わり

児童生徒からえこひいきしていると見られないための配慮として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア どの児童生徒とも平等に話すように努める。
- イ できるだけ全員と個別に話す時間を作る。
- ウ 授業時の指名は、平等にするようにする。
- エ 話し掛けてくる児童生徒だけでなく、話し掛けてこない児童生徒にも声を掛ける。
- オ 担任に親しみを表現する児童生徒については、特別扱いはしない。

No25 宿題についての指導

宿題を出した場合において、多くの児童生徒から不満の声が上がったときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 宿題の意義や必要性について説明する。
- イ 児童生徒の気持ちを受け止め、宿題の出し方を工夫する。
- ウ 宿題をしなかった児童生徒については、期日を延長するなどの対応をとる。
- エ できなかった所については、個別に指導することを伝える。
- オ 児童生徒が嫌がったときは、宿題は出さないようにする。

No26 学級の理想像を語る

教師が描く学級の理想像を児童生徒に語る時、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 新年度の学級開きのときに担任の願いとして伝える。
- イ 道徳科の授業や毎日の朝の会・帰りの会で毎回語り続ける。
- ウ 定期的にどこまで理想像に近づいたかを話し、児童生徒の頑張りや努力を評価する。
- エ 理想像を語った後に児童生徒の気持ちや考えも聞いて、柔軟に取り入れる。
- オ 板書したり掲示用の紙に書いた物を示したりして視覚にも訴えて分かりやすく伝える。

No.27 休み時間の全員遊び

休み時間の全員遊びの留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア みんなで遊ぶねらいをしっかりと押さえる。
- イ 誰でも参加しやすい内容にする。
- ウ 約束やルールを決めておく。
- エ 安全な内容にする。
- オ 特定の児童生徒が活躍できる内容にする。

No.28 話し合い活動の司会への指導

学級活動の話し合い活動における司会への指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 議題の確認の場面、意見を聞く場面、まとめる場面など、おおよその時間配分を計画しておくように伝える。
- イ 賛成、反対の意見や付け足しの意見などを聞くように伝える。
- ウ 司会者の考えに近い意見を中心に取り上げて話し合いを進めてもかまわないと伝える。
- エ 合意形成では、複数の意見を組み合わせたり、意見のよいところを一部取り入れたりするなどの工夫をして、折り合いを付けるように伝える。
- オ 議題から離れたり論点がずれたりしたときは、軌道修正をするように伝える。

No.29 児童生徒の企画や活動への介入

児童生徒が企画した活動に取り組ませるときの配慮事項として、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が企画する段階で、教師に相談するようにさせる。
- イ 費用がかかるものについては、事前に保護者に知らせておく必要があることを伝える。
- ウ 地域の方に協力を求める活動等は、早い時期に相談するようにさせる。
- エ 体験的な活動については、危険を伴うものがあるため、事前に安全を確認する必要があることを伝える。
- オ 児童生徒の失敗も勉強になるため、やりたいことは全てやらせる。

No.30 意見がまとまらないときの対応

学級活動の話し合い活動で意見がまとまらないときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分にとっても、みんなにとっても、よいものであるかどうかを考えるよう促す。
- イ 安易に多数決で決定することなく、折り合いを付けて集団としての意見をまとめるようにさせる。

- ウ 少数意見のときは、特に反対意見は言わずに、多数意見に従うよう指導する。
- エ 少数の反対意見が、決まったことを豊かにしたり別の機会で生かされたりすることなどを説明し、決まったことに協力するよう促す。
- オ 出された意見を整理して、組み合わせたり、よいところを取り入れたりして、新たな考えを生み出すようにする。

No.31 グループでの話し合いの配慮事項

グループで話し合うときの配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 司会は、特定の児童生徒に年間を通して固定化する。
- イ 出された意見については、まず受け入れ、その後意見を出し合うようにする。
- ウ 一つの結論を見いだすときは、十分に意見を出し合い、合意形成を図るようにする。
- エ 多様な考えを出し合い、見方を広げていく過程を大切にすること。
- オ 発言するときは、理由を明確にして自分の意見を述べるようにする。

No.32 学級活動の企画や運営への働きかけ

児童生徒が自主的に楽しみ会などの企画や運営ができるようにするための教師の働きかけとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 一人一人の役割を明確にする。
- イ 時間や場所も含め、全て児童生徒の自主性に任せる。
- ウ 教師の介入をできるだけ少なくする。
- エ 話し合いや活動の時間を十分に設ける。
- オ 企画を実行する時間や場所、対象者などを明確に伝える。

No.33 自己紹介や他己紹介

児童生徒が自己紹介したり他の児童生徒を紹介したりするとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア ゲームを取り入れるなど、互いの名前を楽しく覚えられるようにする。
- イ 互いのことをよく知ることができるようにするため、好きなことや特技なども伝えられるようにする。
- ウ 自己紹介の中で、自分が呼んでほしい言い方を伝えるなど、互いに名前を呼びやすいように工夫する。
- エ お互い相手のことを少しずつ覚えていけばよいので、学級において自己紹介の機会を設定しなく

でもかまわない。

オ 学習の中でも、児童生徒同士が互いのよさを紹介できるようにする。

No.34 集団宿泊の行事の効果

一緒に寝泊まりする集団宿泊の行事の教育効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 集団遊びや集団体験活動をすることで、一体感を抱く。
- イ 寝食を共にすることで、互いに気を許し合えるようになる。
- ウ 一緒に掃除や炊事などの作業することで、協力的な関係が築ける。
- エ 学校で見せる姿とは違う友達の姿を見て、多面的に友達を見るようになる。
- オ 誰かが起こしてくれるので、寝坊がなくなる。

No.35 班ノートの効果

班ノートや班日記の効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 限定した人間関係だけの情報の共有
- イ 児童生徒同士の理解の促進
- ウ 書くことの習慣化
- エ 自分たちの班活動の振り返りの契機
- オ 自分の思いや考えの表出が苦手な児童生徒の表現の場

No.36 コミュニケーションスキルのトレーニング

コミュニケーションスキルのトレーニングとして、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 伝言ゲームやジェスチャーゲームなどを楽しみながら行う。
- イ アサーションをロールプレイで行う。
- ウ 最初は、簡単な台本を用意して、コミュニケーションに慣れるようにする。
- エ グループエンカウンターで、お互いの表現のよさを交流し合う。
- オ 大声を出す訓練を繰り返す。

No.37 保護者への伝達

学級での生活が児童生徒から保護者に伝わる内容のうち、注意を払う必要があるものを1つ選びなさい。

- ア うわさ話や不確かな情報
- イ 保護者の協力が必要な学習や行事の準備物
- ウ 学校での出来事
- エ 学級内で見られた心温まるエピソード
- オ 学級全体で頑張っていること

No.38 参観日の保護者への対応

授業参観のときに廊下で大きな声でおしゃべりをしている保護者への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 名指しで注意する。
- イ 「授業を見てください」と呼び掛けて教室内に導く。
- ウ さりげなく廊下に出て、口元に指を当てて「シーッ」というジェスチャーをする。
- エ 教室内の保護者に、「少し詰めてください」とお願いし、入れるスペースをつくる。
- オ そっと「児童生徒に聞こえていますよ」と伝える。

No.39 参観日の授業

参観日の授業で配慮することとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 授業の略案を用意して教室の入り口に置くなどする。
- イ 多くの児童生徒が発言したり音読したりするなど活躍の場面をつくる。
- ウ グループや学級全体で取り組む活動を取り入れる。
- エ 保護者も考えたり挙手したりできるような内容を盛り込む。
- オ 優秀な児童生徒が活躍する機会を多くする。

No.40 参観日における児童生徒への配慮

参観日には児童生徒も緊張しています。配慮することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 全ての児童生徒が活躍できるような工夫をする。
- イ 児童生徒の発言が誤答だったときには温かな言葉掛けを行う。
- ウ 誰もが挙手できるような問い掛けを入れた授業構成にする。
- エ 児童生徒のそれぞれの実力が分かるようにする。
- オ 保護者が参観できない児童生徒に配慮する。

No.41 学級懇談会の配慮

参観後の学級懇談会のもち方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 参加者が興味をもてる話題を用意する。
- イ 個々の児童生徒の問題を話題にする。
- ウ 説明のポイントを事前にまとめておく。
- エ 分かりやすいレジュメ等のプリントを用意する。
- オ 自信のないことについては、後日回答することを理解してもらう。

No.42 参観日に向けた教室環境づくり

参観日に向けた教室環境づくりとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者の意識を高めるため、家庭学習の提出状況に関するグラフを廊下に掲示する。
- イ 児童生徒の机を寄せて、参観のスペースをつくる。
- ウ 全員の掲示物があること、掲示物の画鋏（びょう）が外れていないことなどを確認する。
- エ 教室の時計の時刻合わせをしておく。
- オ 特に個人情報に注意して教卓の上を整理する。

No.43 学級懇談会の進め方

学級懇談会の進め方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 積極的に質問を受け付ける。
- イ 保護者同士の交流の場面を設定する。
- ウ 学級委員の保護者に進行などを全て任せる。
- エ 教師の話が長くならないようにする。
- オ 家庭でのしつけや家庭学習の方法など、保護者の参考になりそうな資料を用意する。

No.44 学級懇談会の内容

学級懇談会で保護者同士の交流を促すための工夫として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒全員のテスト結果を回覧する。
- イ 机をコの字型などにして、互いの顔が見えやすくする。
- ウ 児童生徒の様子を作品や映像などで具体的に伝えるようにする。
- エ 名前を伏せて児童生徒の作文を紹介し、誰のものか当てるクイズなどを採り入れる。
- オ 机の上に名札を置くなどして、互いが知り合い交流しやすい雰囲気をつくる。

No.45 学級懇談会の話題

年度当初の学級懇談会の話題として、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 学級の経営方針を伝える。
- イ 担任の自己紹介をする。
- ウ 参加した保護者に自己紹介を求める。
- エ 以前担任した学級と比較して劣っていることなどを率直に述べる。
- オ 教材の予算案を提示し、説明する。

No.46 家庭訪問の話題 (1)

家庭訪問の話題として、ふさわしくないものを1つ

選びなさい。

- ア 健康状況
- イ 家庭での様子
- ウ 保護者が把握している友人関係
- エ 学級担任や学校への要望
- オ 児童生徒の友人の家庭環境

No.47 家庭訪問の話題 (2)

家庭訪問の話題として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学習の様子
- イ 他の児童生徒や前の担任への批判
- ウ 行事への取組
- エ 本人の将来への夢や進路
- オ 友人関係

No.48 家庭訪問時に確認すること

家庭訪問のときに確認することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の家のある場所
- イ 通学路の危険箇所
- ウ 家の周りの公園や施設など
- エ 家庭の知られたいくないプライバシー
- オ 児童生徒がいつも遊んでいる所や友達の家

No.49 家庭訪問の留意点

家庭訪問のときに児童生徒の家業によって留意すべきこととして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 酪農業、畜産業、養鶏業などに従事しているときは、履物の消毒の指示を受けるなどする。
- イ 小売店などの自営業のときは、特に留意することはない。
- ウ 農水産業のときは、天候や状況に応じて、実施時期を設定したり変更したりするなど弾力的に対応する。
- エ 共働き家庭が多い昨今の状況から、訪問日程の希望調査を行う。
- オ どの家業であっても、兄弟関係で日程をそろえるなど配慮する。

No.50 家庭訪問の目的・在り方

家庭訪問の目的・在り方として、不適切なものを1つ選びなさい。

- ア 家庭訪問は、児童生徒の生活環境を把握するために行う。
- イ 自宅での養育状況を観察、把握するために行う。

- ウ 児童生徒の学習環境を把握する必要があるため、必ず学習する場所を見せてもらう。
- エ 限られた時間内で効率よく、訪問する必要があるため、話す内容について事前に調整する。
- オ 家庭訪問については、近年、隔年実施、玄関先訪問などの形式が増えている。

No51 家庭訪問の留意事項

家庭訪問の留意事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 決めた訪問時刻を守る。
- イ 自分からの思いや情報を一方的に話さず保護者の話を聞く。
- ウ 聞いたことのプライバシーをしっかりと保護する。
- エ 質問に対しての回答が正確にできないときは、即答せずに持ち帰る。
- オ 時間が長引いても予定したことを全て話す。

No52 玄関先でのマナー

玄関先でのマナーとして、間違っているものを1つ選びなさい。

- ア 羽織っているコートやジャンパー類は玄関前で脱ぐ。
- イ 促されてから上がり、靴をそろえる。
- ウ 呼び鈴を鳴らし、氏名と要件を述べる。
- エ 玄関先に児童生徒がいたときは、保護者の許可を得ずに一緒に入ってもよい。
- オ 訪問前に服装や頭髮等、身だしなみを整える。

No53 保護者からの相談

保護者から「児童生徒のことで相談したいことがある」と言われたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 電話などで内容を確認し、来校いただくか、家庭訪問をするか、相談する。
- イ まずは、傾聴し、誠意をもって対応する。
- ウ 管理職に相談の内容を報告し、アドバイスを受ける。
- エ クレームに発展したときは、複数人で面談するようにする。
- オ 事実関係がはっきりしないときも、自分の責任で答えて安心させる。

No54 学級通信の内容

学級通信の内容や配慮事項として、ふさわしいものを1つ選びなさい。

- ア 作品紹介は、同じ児童生徒に偏らないようにす

- る。
- イ 他の児童生徒の手本になるような特定の児童生徒の作品を連続して掲載する。
- ウ 問題行動について氏名入りで描写し、問題提起する。
- エ テスト結果の一覧を掲載する。
- オ 教師の支持する政党や信じる宗教について紹介する。

No55 学級通信作成のポイント

学級通信作成のポイントとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 読者は保護者なのか児童生徒なのかを明確にする。
- イ 通信を出す目的を明確にする。
- ウ 誤解を与える言葉遣いや内容にならないよう確認する。
- エ 児童生徒の学校での様子が分かるものにする。
- オ 保護者への協力依頼を中心とする。

No56 学級通信の効果

学級通信の効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学級全体の成長や児童生徒のよさを紹介することで、児童生徒が意欲的な学校生活を送ることができる。
- イ 児童生徒ができていないことを指摘することにより、発奮を促す。
- ウ 他の児童生徒が取り組んだ内容や方法を知ること、視野が広がったり具体的な方法とその効果が分かったりする。
- エ 教師が児童生徒のよいところを見ていることを伝えることで、信頼関係を築くことができる。
- オ 児童生徒が通信で紹介されている友達の頑張りを見て、認め合う雰囲気を高めることができる。

No57 保護者からのクレームへの対応

保護者からクレームが寄せられたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事実を確認後、直ちに管理職に報告する。
- イ 指摘された内容について、事実確認を行う。
- ウ 落ち度があったときは、速やかに家庭訪問を行うなどして、丁寧に対応する。
- エ 学校側に落ち度はなくても保護者に誤解を与えている可能性があると考え、丁寧に対応する。
- オ 指摘された内容が指導方針や事実と異なるときは、特に管理職に報告しない。

No58 保護者へのメール送信の留意点

保護者にEメールを一斉送信するときの留意事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア メールの内容や文面、送信のタイミングなどについては、送信前に管理職に確認してもらう。
- イ 親近感をもって接してもらうために敬語は使わず、友達感覚のメール文にする。
- ウ 個人情報が出ないように十分に気を付ける。
- エ 連絡漏れがないように、送信先を複数の目で確認する。
- オ メール本文は、簡潔にまとめる。

No59 保護者への連絡方法

学校でトラブルがあったとき、保護者に連絡する方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 大切なことは電話ではなく、可能な限り家庭訪問をして伝えるようにする。
- イ 家庭訪問ができないときは、電話で伝えるようにする。
- ウ メールアドレスを把握している保護者に対しては、メールでの連絡を基本とする。
- エ 可能な限り、児童生徒が帰宅する前に伝える。
- オ 必要に応じて連絡帳等にトラブルの内容を記録として残し、児童生徒に持たせる。

No60 保護者への情報発信

保護者にメールやプリントで情報を一斉発信するときに心掛けることとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者が一読して分かるような表現を心掛ける。
- イ 個人が特定されるような内容は、事前に確認してから掲載する。
- ウ ふだんの学校生活の中での児童生徒の頑張りの様子を紹介する。
- エ 家庭が準備するものについては、早めに連絡するように配慮する。
- オ 忘れ物や児童生徒同士のトラブル等、学級の出来事については、個人名も挙げて掲載する。

No61 学級崩壊の捉え

文部省委嘱研究最終報告書「学級経営をめぐる問題の現状とその対応」(平成12年3月)において示された学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」)の捉えについて、次の文の()に当てはまる言葉を選びなさい。

「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指示に従わず、()が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期

間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」

- ア 会話
- イ 当番活動
- ウ 授業
- エ 信頼関係
- オ 保護者の協力

No62 学級崩壊の未然防止

学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」)を防ぐための方針として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 互いによさを認め協力し合う支持的風土のある学級づくり
- イ 学級担任の毅(き)然とした対応による規範意識づくり
- ウ きめ細かな児童生徒理解と日常的なコミュニケーションによる信頼関係づくり
- エ ルールの確立よりも教師と児童生徒が友達のような関係づくり
- オ 他の教職員との情報共有や協力体制づくり

No63 学級崩壊の兆候(1)

学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」)の兆候が始めたと感じたときの行動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級担任の責任として、一人で対応する。
- イ 管理職等に学習指導の方法に関する助言を受ける。
- ウ 管理職等に児童生徒とのコミュニケーションの取り方に関する助言を受ける。
- エ 他の教職員に児童生徒から共感的に理解する立場で話を聞いてもらい、その内容を伝えてもらう。
- オ 管理職等に授業参観等を依頼し、状況を把握してもらい、指導に関する助言を受ける。

No64 学級崩壊の兆候(2)

学級がうまく機能しない状態(いわゆる学級崩壊)の兆しが見えたときの教師集団の対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア PTA役員にも状況を伝え、情報を共有する。
- イ T・T(ティーム・ティーチング)で学級に入り、複数人で学級の指導を行う。
- ウ 学級で対応に困る児童生徒に関して、学校全体でケースカンファレンスを行う。
- エ 別の教師が担任教師の悩みや思いを聞き、精神的に支える。
- オ 常に学級担任が一人で責任をもって対応する。

No.65 学級崩壊 (1)

学級崩壊の兆しが見えたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア ゲームなどで人間関係づくりを進める。
- イ 原因は全て児童生徒にあるため、より厳しい指導をする。
- ウ 児童生徒一人一人と面談をして、不満や悩みを聞く。
- エ 強圧的な指示や言い方になっていないか自分の指導を振り返り、共感的な関わりを心掛ける。
- オ 体験的な活動を取り入れるなど、学び合う楽しさが実感できる授業を多く行う。

No.66 学級崩壊 (2)

学級崩壊に結びつきやすい指導として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の集団づくりよりも、教師の下に全てを管理する指導を行う。
- イ 極めて強い口調で強圧的に指導していく。
- ウ 小さなことでも児童生徒に任せずに、全て教師の指示どおりにさせる。
- エ 従わない児童生徒やできない児童生徒を強く叱責する。
- オ 教師が児童生徒の話を受け入れながら、教師の思いも明確に伝えていく。

No.67 学級崩壊からの回復

学級がうまく機能しない状態(いわゆる「学級崩壊」)を回復させるための手立てとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 状況の正確な把握を学校全体で組織的に行う。
- イ 児童生徒の実態に即し、学級経営や授業の在り方を見直して信頼関係づくりを進める。
- ウ 教育委員会や関係機関の助言などを得るのではなく、実情を把握している学校が責任をもって対応する。
- エ 保護者との緊密な連携の下、学級の様子を共有し、支援を得るなどして一体となった取組を進める。
- オ 合同授業やT・T(ティーム・ティーチング)、支援員の活用など集団指導体制を構築する。

No.68 教師への反発

教師にグループで反発する児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 状況を把握し、原因を探る。
- イ 学年や生徒指導部に報告、相談する。

- ウ 児童生徒の思いを受け止める。
- エ リーダー格の児童生徒を特に厳しく叱責する
- オ 児童生徒との関わり方を見直し、工夫・改善する。

No.69 学級崩壊の社会的背景とその対応

学級がうまく機能しない状態(いわゆる学級崩壊)が起こりやすい社会的背景の捉えや対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 高校や大学への進学が容易になったため、学習する目的をより明確にさせる必要があるといわれている。
- イ 人間関係が希薄になって社会性が低下しているといわれており、社会性を高める指導が必要である。
- ウ 学校に協力的でない保護者が増えているといわれており、保護者の啓発を丁寧にする必要がある。
- エ 家庭の教育力が低下しているといわれており、従来家庭で行われていたしつけについても啓発していかなければならない。
- オ 教師に対する敬意が不足していることが学級崩壊の原因といわれており、教師の言葉に服従させる必要がある。

No.70 学級レクリエーションを通じた学級集団づくり

学級レクリエーションを年間通して行う上で、ふさわしくないことを1つ選びなさい。

- ア 年度当初に学級レクリエーションを行う日程についてある程度を決めておき、見通しをもって準備する。
- イ 季節に関する行事に合わせて学級レクリエーションを組み込む。
- ウ 学級レクリエーションの内容や方法の一部について児童生徒に企画させる。
- エ 人間関係が高まるゲーム等を選ぶ。
- オ 学級レクリエーションの反省と計画について毎週話し合わせる。

No.71 遠足の際の配慮事項

遠足のときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 健康観察
- イ 交通安全とマナー
- ウ 隊列から遅れがちな児童生徒
- エ 休憩の時間や場所
- オ お弁当やおやつの内容

No.72 清掃活動で育てたい資質

清掃活動を通して育てたい資質として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の好きな仕事を選ぶ意志
- イ 働くことの大切さや喜びを感じる心
- ウ 協力する心
- エ 美化、清潔への意識
- オ 学校や教室を大切にすること

No.73 朝の会・帰りの会のねらい

朝の会・帰りの会のねらいや活動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 一日のめあてづくりと振り返りを通して、自律的な生活を送る。
- イ 家庭や地域の教育力を高める。
- ウ 学級集団の一員としての自覚を高め、よりよい集団を作ろうとする。
- エ 学級の問題に目を向け、主体的に解決していく態度を育てる。
- オ 学級の目標達成に向けた活動を取り入れる。

No.74 教室清掃の内容

教室清掃の内容やきまりとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 窓を開け、清掃用具の分担や準備をする。
- イ 床を掃いたり机を並べたりする。
- ウ 机や棚、黒板を拭く。
- エ ごみや水を捨てる。
- オ 自分の仕事が終わったときは、すぐに遊びに行く。

No.75 学芸会、学習発表会、文化祭における指導内容

学芸会、学習発表会、文化祭における指導内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 失敗した児童生徒への叱責
- イ 相手意識を持って発表すること
- ウ 協力して行事の目的を達成すること
- エ 鑑賞態度やマナー
- オ 自分の役割に責任をもつこと

No.76 集団宿泊的行事における指導内容

集団宿泊的行事の指導内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 公衆道徳やマナーを順守すること
- イ 金銭や持ち物の管理の仕方

- ウ 思い出づくりを優先すること
- エ 健康と安全を優先すること
- オ 集団宿泊的行事の目的

No.77 係活動の指導のポイント

係活動の指導のポイントとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 係の種類や所属を学級会で話し合っ決めて決めるようにする。
- イ 児童生徒が自主的に創意工夫できる活動内容にする。
- ウ 児童生徒の自治的活動であるため、教師は一切関わらないようにする。
- エ 朝の時間や休み時間等、活動の時間を確保するようにする。
- オ 互いの係の活動内容の紹介や成果の発表の場を設定する。

No.78 給食中、給食後の指導

給食中、給食後の指導事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 好き嫌いをしないこと
- イ 箸やフォーク、スプーンの使い方
- ウ 口に食べ物を入れたまま話さないこと
- エ お代わりのルール
- オ 食べ終わったときは、すぐに片付けて遊びに行くこと

No.79 グループ編制

行事に向けて高め合うグループを編制するために留意することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 好きな児童生徒同士でグループを編制する。
- イ 発達の段階に応じた編制に留意する。
- ウ 日頃の人間関係に配慮する。
- エ 取組内容と編制するグループのバランスを考慮する。
- オ 目的に応じた適切な編制となるよう事前指導を入念に行う。

No.80 行事の話合い活動の配慮事項

行事の企画に関する話合い活動の指導のときの配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 話合いのめあてを明確にする。
- イ やりたいことは制限せずに認める。
- ウ 活動の条件等を事前に提示しておく。
- エ 発達の段階に応じた合意形成の方法に留意する。

オ 取組の時間や作業の分担量が偏らないよう指導する。

No.81 遠足で孤立している児童生徒

遠足の昼食時間に一人で離れて弁当を食べている児童生徒への対応として、ふさわしいものを1つ選びなさい。

- ア 教師がその児童生徒を誘い、どこかのグループに導くようにする。
- イ そのまま放っておく。
- ウ 他の児童生徒に、一緒に食べるように指示する。
- エ 強制的にどこかのグループに入れる。
- オ 保護者に電話し、どこかのグループに入るように説得してもらう。

No.82 行事のねらい

行事を通じて集団の一員としての自覚を高めるためのポイントとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 自己の役割を果たすこと
- イ 目標にかかわらず、やりたいことをすること
- ウ 仲間と協力すること
- エ 目標を意識して達成に向けた努力をすること
- オ よりよい交流の場を設定すること

No.83 運動会、体育祭の指導

運動会、体育祭に取り組む際の指導内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 折に触れて運動会、体育祭の目的を示すこと
- イ フェアプレー精神の大切さ
- ウ 安全への留意
- エ 失敗した児童生徒への批判や叱責
- オ ルールやきまりの確認

No.84 地域でのボランティア活動

ボランティア活動として地域の清掃活動に取り組むとき、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 不法投棄された粗大ごみを回収する。
- イ 地域の人にも呼び掛けて共に清掃する。
- ウ 空き缶やごみを拾う。
- エ 資源ごみをリサイクル業者に引き渡し、収益金を寄附する。
- オ ゴム手袋の着用や火ばさみの使用など衛生面や安全面に配慮する。

No.85 一日の振り返りの方法

帰りの会で一日の生活を振り返らせる方法として、

ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が間違えたことや失敗したことについて学級全員に反省の意を伝え、翌日から繰り返さないようにする。
- イ 担任が数日かけて、学級全員のよさや頑張りについて具体的に伝える。
- ウ 児童生徒が友達の頑張りやよさを発表する場面を設定する。
- エ 児童生徒がカードやノートなどに、自分の頑張りやよさを記録して保護者にも伝わるようにする。
- オ 担任がその日の印象について実感を込めて語り、明日も楽しみにしていることを伝える。

No.86 欠席児童生徒への対応

欠席した児童生徒がいたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 放課後に電話や家庭訪問により、家での様子を聞いたり、学校の様子や授業の内容を知らせたりする。
- イ その日の配布物や返却物は、まとめておき、次回登校時に渡すようにする。
- ウ 欠席した児童生徒やその保護者がその責任で全て対応する。
- エ 児童生徒の状況に応じて、家庭でも無理なくできる課題を伝える。
- オ 清掃時や給食時の机移動などは、近くの児童生徒に忘れずにさせる。

No.87 欠席や遅刻への配慮

児童生徒が欠席や遅刻をしたときの理由として、優先順位の最も低いものを1つ選びなさい。

- ア 通学距離
- イ 通学路の気象状況
- ウ 感染症への罹(り)患
- エ 通院
- オ 家庭の事情

No.88 席替えの目的

席替えの目的として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 気分を新たに、学級生活への意欲を高める。
- イ 学習条件の均等化を図る。
- ウ 交友の範囲を広げる。
- エ 教師の気分転換を図る。
- オ 多様な人とふれあうことで、視野や価値観を広げる。

No.89 学校通信

学校通信（学校便り）の内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 今年度の学校経営方針
- イ 発行月の児童生徒の様子や主な学校行事のねらい
- ウ 学習指導要領の改訂内容や教育課程の変更点
- エ 日頃お世話になっている地域の方々へのお礼
- オ 家庭や地域の実情に対する困惑や批判

No.90 代表選考等

運動会や体育大会の代表選手、学芸会や文化祭のピアノ伴奏等、児童生徒から代表を選考するときの事前の説明及び選出方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 条件を明確に提示する。
- イ 選考の機会を複数回設定する。
- ウ 児童生徒の了承なしに教師の思いで決める。
- エ 選考の過程の記録をしっかりと残しておく。
- オ 担任や教科担任、児童生徒など複数人の目で記録に当たる。

No.91 傘の扱い方指導

傘の扱い方の指導として、適切なものを1つ選びなさい。

- ア 傘はたたんで東ね、所定の場所にしまう。
- イ 傘が濡れているときは、水がよく切れるように東ねない。
- ウ 傘は広げて玄関のたたきに置く。
- エ 校舎に入る前に、傘を振り回して水を切る。
- オ 傘は教室で乾かす。

No.92 靴箱の使い方指導

靴箱の使い方指導として、適切なものを1つ選びなさい。

- ア 靴は踵（かかと）をそろえて靴箱に入れる。
- イ 見た目を気にせず、靴は素早く出し入れする。
- ウ 靴箱に入りにくい長靴は、たたきに置く。
- エ 靴底の水や泥などは気にせずに靴箱に入れる。
- オ 靴箱が汚れていても気にしない。

No.93 登下校時の指導内容

登下校時の指導内容として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 始業前に忘れ物に気付いたときは、すぐに取りに帰ること

- イ 通学路を通るようにすること
- ウ 交通事故や不審者に気を付けるようにすること
- エ 自転車での登下校が許可されているときは、安全な乗り方を守ること
- オ 一旦帰宅してから遊びに行くこと

No.94 居残り指導

児童生徒を居残りさせて指導することへの留意点として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 可能な限り居残り指導はしない。
- イ 発達の段階によっては、児童生徒と一対一にならないなどの配慮をする。
- ウ 居残りさせる理由や帰宅時間等について、事前に管理職や保護者に知らせる。
- エ 児童生徒が帰宅するときは、保護者の迎えを要請したり、教師が自宅まで送ったりするなど、安全を確保する。
- オ 放課後に課題が終わらないときは、休日に児童生徒を登校させる。

No.95 席替えの際の配慮事項

席替えのときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学習塾に通っているかどうか
- イ 視力
- ウ 体格差
- エ 児童生徒の人間関係
- オ 児童生徒の学び方や個性

No.96 内面的な目標達成に向けた指導

個々の児童生徒が内面的な目標（よりよい人間関係、人間形成などを考えるアプローチ）を設定するとき、指導する上でふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の内面的な課題を発見するように促す。
- イ 内面的な目標は、必ずしも公開する必要がないが、紙に書いたり教師に伝えたりして明確にする。
- ウ 内面的な目標は、学習面だけでなく、行動面・人間関係面においても重要であることを伝える。
- エ 行動面・人間関係面の目標は、長期間の目標として、継続的に取り組むべきであることを伝える。
- オ 一度設定した目標は、事情を問わず修正を認めない。

3

学習指導・授業改善

No.1 地域の情報収集

転勤したときにその地域の情報を得るための方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 役場が出している地域概況を見たり、役場情報コーナーに行ってみたりする。
- イ 図書館の郷土史料コーナーを見る。
- ウ 教育委員会の社会教育担当課に地域団体のことなどを聞いてみる。
- エ 博物館・科学館などの施設に行ってみる。
- オ その地域に住むと自然に分かることであるため、特に情報収集は必要ない。

No.2 ブレインストーミング法

1つの論題について、多数のアイデアをより多く出せる「ブレインストーミング法」のルールとして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 賛成者の多い意見を重視する。
- イ アイデアを結合して改善する。
- ウ 自由奔放に考えることを推奨する。
- エ 質より量を重んじる。
- オ 批判は厳禁とする。

No.3 語彙力を高める方法

語彙力を高める方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 説明文を中心とした本を読んでみる。
- イ それぞれの知識を結び付けながら、物事の見方を多面的に捉えるように意識する。
- ウ 考えたことを体系的にまとめて説明してみる。
- エ 異なる意見の矛盾を突き合わせて考えることで、新たな考えを見いだす。
- オ 最先端の言葉が出てくる文章について繰り返し読み書きする。

No.4 概念形成力を高める方法

概念形成力を高める方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 共通点を抜き出す。
- イ 重要ではない相違点は切り捨てる。
- ウ 共通点を表す言葉を探す。
- エ 発想することが重要であるため、そのことを最も大事にする。
- オ 共通点を表す言葉のほか、言い換えられる言葉

を探してみる。

No.5 パネルディスカッション

パネルディスカッションの説明として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア テーマについて3つ以上の対立した意見や別の観点から考えを主張する。
- イ 相反する2つの立場に分かれて議論し合う。
- ウ 取り仕切るコーディネーターを置く。
- エ 各意見の主張は、同じ時間の長さで行う。
- オ パネリストの発表を聞き、フロアーが意見を発言する。

No.6 カリキュラムマネジメント (1)

学校全体で進めるカリキュラムマネジメントを踏まえ、個人として取り組むとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 各教科間の関連性を再確認したり具体化したりする。
- イ 教科学習で指導したこと、及び日常生活との関連で気付いたことを記録する。
- ウ 考え方や論理として、自分なりに結び付くと思うものを記録する。
- エ 既習事項の発展と現在の学習事項の関連性を記録する。
- オ 児童生徒とカリキュラムマネジメントの理念を共有し、教育課程の改善に努める。

No.7 カリキュラムマネジメント (2)

身近な地域の素材を取り上げて、カリキュラムマネジメントにつなげていく方法として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 地域素材と各教科の内容との関連性をつないでみる。
- イ 過去の地域素材を使った学習内容との関連性を書き出してみる。
- ウ 地域素材を調べるときは、図書館の分類法等を用いて整理してみる。
- エ 教科書に取り上げられている地域素材と比較することで得られる気付きを想定してみる。
- オ 観光の素材になりそうなものを取り上げてみる。

No.8 仮説の設定方法

仮説の設定方法として、効果的ではないものを1つ選びなさい。

- ア 一つの項目から派生したイメージマップで、線を引いた項目同士の間で何が関連するかについて仮説を立てる。
- イ 過去から見た現在の状況を捉え、その違いの要因について仮説を立てる。
- ウ 様々な仮説を多数決により一つに集約する。
- エ 他者の仮説を参考にして、自分の仮説をより妥当なものに変更する。
- オ 事実を根拠として仮説を立てる。

No.9 自習時間の手立て

自習時間の手立てとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 集中していなかった児童生徒については、他の児童生徒がその名前を黒板に書くこととする。
- イ 課題を早く終えた児童生徒が次に何をすればいいのか示しておく。
- ウ ネームカードを移動するなど、各自の進捗状況を視覚化する。
- エ 困ったことが起こったときの対処方法について伝えておく。
- オ 具体的な作業内容を明確にし、何をどこまですればいいのか示すようにする。

No.10 補助教材の扱い方

補助教材の扱い方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 加工するときは、著作権などの関連の法規に配慮する。
- イ 学校や児童生徒の実態に合うものを活用する。
- ウ 計画的に活用をする。
- エ 予算があるときは、市販教材の購入を検討する。
- オ 指導の効果が期待できるものを見つけたときは、児童生徒にすぐに購入させる。

No.11 ALTとの連携

授業者が外国語指導助手（ALT）と連携するときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア ALTのプロフィールを教育委員会に確かめ、宗教上配慮すべき点などを把握する。
- イ ALTの日本語会話能力について確認する。
- ウ ALTとの連絡手段を事前に把握する。
- エ 授業の資料については、事前送付、印刷、配布

方法などをALTと確認する。

- オ ALTの指導方針を優先して授業づくりをする。

No.12 TTにおけるサブ・ティーチャーの役割

TT（チーム・ティーチング）におけるサブ・ティーチャーの役割として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 授業についていけない児童生徒や集中できない児童生徒への個別指導を行う。
- イ メイン・ティーチャーに児童生徒の見取りを伝える。
- ウ 児童生徒が分からない様子があるときは、メイン・ティーチャーに許可を得た上で代わりにクラス全体に教える。
- エ 補助役に徹して、机間指導のサポートのみを行う。
- オ 教師間で連携し、和やかな雰囲気をつくる。

No.13 ゲストティーチャーを招いた際の授業者の位置

ゲストティーチャーを招いたときの授業者の位置として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 講演の邪魔にならない会場の最後方
- イ 児童生徒の表情や学び方が見えやすい斜め前
- ウ 児童生徒と一緒に聴ける児童生徒の横や列の中
- エ 配慮を必要とする児童生徒の近く
- オ 必要に応じてゲストティーチャーや児童生徒に声が掛けられる少し離れた位置

No.14 席替えの際の留意点

席替えのときの配慮事項として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 席替えする前に、誰と一緒にしても嫌がないことを確認する。
- イ あまり話していなかった児童生徒と話ができるようになるよさを理解させる。
- ウ 班のリーダーになれる児童生徒をそれぞれの班に配置する。
- エ 問題を起こしそうな児童生徒が固まらないように配置する。
- オ 好きな人同士で早いもの順に席を決めてもかまわないことにする。

No.15 電子黒板の活用

電子黒板の効果的な活用方法として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 教材作成の負担を軽減し、他の業務時間を生み

出す。

- イ フラッシュ型教材などで、変化のある繰り返し学習を展開する。
- ウ 実物を用意できる教材であっても、写真や動画で代用する。
- エ シミュレーションや動画・写真などの映像、児童のノート、インターネットの情報を提示する。
- オ 教科書や写真などを拡大提示して、電子ペンで書き込むことで、指導内容や指示をより明確にする。

No.16 全員発言

全員が発言できる雰囲気づくりを進めるとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 他の人の意見はまず受け入れて発言の途中で否定しない。
- イ 人をからかうような内容でも容認し、とにかく発言するように促す。
- ウ 間違ふことを駄目であると思わないように指導する。
- エ どの児童生徒の意見も分け隔てなく尊重する。
- オ 勇気を出して発言することが他の児童生徒のためになっていることを示唆する。

No.17 授業時のノート点検

児童生徒がノートを教卓まで持ってきて丸付けをするとき、列が長くなると遊びやおしゃべりが生じます。次の中から適切な人数を1つ選びなさい。

- ア 1～5人程度
- イ 6～10人程度
- ウ 11～15人程度
- エ 16～20人程度
- オ 上限はない。

No.18 放課後の個別指導

放課後を利用して補習的な個別指導をするときの配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前に予定を聞き、日時を決める。
- イ 保護者の了解を得る。
- ウ 学級全員の前で叱責し、残るように言う。
- エ 個別指導をどのくらいの時間であるかを伝える。
- オ 受けたいかどうか、本人の希望も聞く。

No.19 ポートフォリオ評価

ポートフォリオ評価の説明として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア ポートフォリオとは、入れ物の中に一人一人の児童生徒の学習到達の成果及びそこに到達するまでの過程が分かるような資料・情報を目的的・計

画的に集積したものである。

- イ ポートフォリオにより学力を振る舞いへと可視化して見取る評価方法である。
- ウ 学びの成果物等を蓄積することで、学習の過程を評価する方法である。
- エ 児童生徒の発達の段階を踏まえ、ポートフォリオに残すものを選ばせるのも効果的である。
- オ ポートフォリオを通して、児童生徒が自分の学びの達成状況を把握することができる。

No.20 パフォーマンス評価

パフォーマンス評価の説明として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア パフォーマンス課題により学力を振る舞いへと可視化して見取る評価方法である。
- イ ルーブリックという評価基準を使って評価する。
- ウ 従来のテストで見えにくい「思考力」「表現力」を図るのに適している。
- エ 学びの成果物等を蓄積することで、学習の過程を評価する方法である。
- オ 表面的で幅広い理解だけでなく、より個別的で詳細な評価を行うことができる。

No.21 通知表の所見欄に記載する内容

通知表の所見欄に記載する内容として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学習塾や習い事等における成果
- イ 学習の成果として顕著な内容
- ウ 特別活動に関して特記すべき内容
- エ 今後の指導方針
- オ 家庭での協力を依頼する内容

No.22 偏差値

受験などにおいて広く使用される指標の1つである偏差値の説明として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア ある数値がサンプルの中でどれくらいの位置にいるかを表した無次元数であり、平均値が50、標準偏差が10となるように標本変数を規格化したものである。
- イ 利用価値が高いのは、サンプルの数値の分布が正規分布に近い状態の場合であり、正規分布と大きく異なる場合には適切な指標となり得ないときがある。
- ウ 学力検査の結果を表す学力偏差値は、入学試験の合格率の判定などに広く使われている。
- エ 知能検査の結果を表す知能偏差値は、教育などに役立てるため、知能指数などとともに使われている。
- オ 通知表にある5段階で評価される数値のことであり、テストの得点だけではなく、日々の取組も評価対象となる。

No.23 自己評価の留意点

児童生徒が自己評価するときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 自分自身の学習目標を持たせる。
- イ 情意面も評価する。
- ウ 新たな課題や気付きを持たせる。
- エ できたかできなかったかだけを評価する。
- オ 評価の結果を受け止め、原因を考えさせる。

No.24 通知表の所見欄の配慮事項

通知表の所見を記載するときの配慮事項として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア よい面や伸びた面を褒める。
- イ 努力を要するものについては具体的に指摘する。
- ウ 次への励みになるような記述を心掛ける。
- エ 個人内評価を考慮する。
- オ 前回の記載から大きく変えないようにする。

No.25 学習評価の在り方

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月)に示された「(1)学習評価の基本的な枠組み」について、(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せを選びなさい。

「学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の(A)を評価するものである。現在、各教科の評価については、(A)を分析的に捉える「観

点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「(B)」として実施するものとされている。」

- ア A 知識・理解 B 道徳
- イ A 知識・理解 B 所見欄
- ウ A 学習状況 B 個人内評価
- エ A 学習状況 B 道徳
- オ A 到達状況 B 個人内評価

No.26 指導と評価の一体化

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月)に示された「(2)主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価」について、()に当てはまる言葉を選びなさい。

「特に指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための()を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。」

- ア 評価の段階 I 指導という視点
- ウ 評価の分析結果 E 評価という視点
- オ 指導の分析結果

No.27 目標に準拠した評価

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成31年1月)に示された「(7)指導要録の改善について」について、(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せを選びなさい。

「評定については、平成13年の指導要録等の改善通知において、それまで集団に準拠した評価を中心に行うこととされていた取扱いが、学習指導要領に定める(A)に準拠した評価に改められており、すなわち評定には、各教科等における児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の(B)を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが期待されている。」

- ア A 目標 B 目標の実現状況
- イ A 目標 B 目標の理解状況
- ウ A 内容 B 内容の定着状況
- エ A 内容 B 内容の実現状況
- オ A 方法 B 方法の理解状況

No.28 学習評価の考え方

学習評価についての考え方として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 主体的に学習に取り組む態度は、挙手の回数やノートの取り方など、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える。
- イ 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、個人内評価として実施する。
- ウ 児童生徒の学びの評価にとどまらず、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、学校教育全体のカリキュラム・マネジメントに位置付ける。
- エ 児童生徒自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにする。
- オ レポートの作成、発表、作品の制作等の多様な活動に取り組みせるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行う。

No.29 朝の読書の4原則

朝の読書推進協議会推奨の朝の読書の4原則に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア みんなでやる。
- イ 毎日やる。
- ウ好きな本でよい。
- エ 20~30分間読む。
- オ ただ読むだけ。

No.30 家庭学習の習慣化(1)

家庭学習を習慣化するための家庭との連携の方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 生活リズムを整え、家庭での学習時間を確保してもらう。
- イ 家庭学習のノートなどに、保護者の確認欄を設ける。
- ウ 内容や方法については、家庭に一任する。
- エ 児童生徒が学んでいる内容を伝える。
- オ テレビやゲームのルールを作り、家庭学習に集中できるようにしてもらう。

No.31 家庭学習の習慣化(2)

家庭学習の習慣化を図る手立てとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 提出された家庭学習の答え合わせをする。
- イ 個々の能力に合った内容や方法の選択肢を示す。
- ウ 家庭学習の方針や内容、方法などを学年や学校全体である程度統一する。
- エ 個々の取組状況をシールやグラフで学級全体に知らせる。

- オ 家庭学習の時間の目安を決めておく。

No.32 地域における職業体験

地域において職業体験に取り組むとき、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 地域の身近な職業を体験させる。
- イ 集団の力で、大きな成果が出ることを実感させる。
- ウ 働いた成果を振り返りで確認する。
- エ 取り組む職業についての基礎的なことを事前に調べ、理解させておく。
- オ 大人と同じことができるようになってから体験させる。

No.33 地域を題材とした教育活動

地域を題材とした教育活動への取組によって期待できる効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学校や地域への誇りが持てるようになる。
- イ どの市町村に移り住むことが自分にふさわしいかを考えることができる。
- ウ 何事にも前向きに取り組もうとする意欲が強まる。
- エ 社会全体への信頼感がもてるようになる。
- オ 将来地域の担い手になるという意識が醸成される。

No.34 地域の住民との交流

地域における地域の住民との交流方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 地域の住民を学校に招き、地域の職業等を教えていただく。
- イ 学校で地域の住民に苦労話や生き方などを語っていただく。
- ウ 児童生徒が中小企業・商店等で就業体験する。
- エ 児童生徒が地域の住民に地域の歴史・文化・生活・産業などについてインタビューを行う。
- オ 地域の職業について、自分が将来就いて得になるものを考えさせる。

No.35 地域の住民とのコミュニケーション

地域の住民とのコミュニケーションによる教育効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 予想される範囲の会話だけではないので、多面的で多様な視点を学ぶことができる。
- イ 異世代の人との会話を通して、異世代間の会話に抵抗感がなくなる。
- ウ 様々な社会的階層や文化水準について比較することができる。
- エ 礼儀作法などの社会的マナーを身に付けることができる。
- オ 敬語を用いる必要があるため、敬語を使ったコミュニケーションを学ぶことができる。

No.36 校外学習の配慮事項

校外学習を実施するときに配慮することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前に下見をして、危険個所の確認を行う。
- イ 目的やマナーについての事前指導を行う。
- ウ 交通安全に関する指導を徹底する。
- エ 近距離のときは、管理職への事前の連絡は必要ない。
- オ 緊急時に備えて連絡・通信手段を確保する。

No.37 職場体験の配慮事項

職場体験学習の配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前の打合せをできないときは、学習内容等について体験先に任せる。
- イ 往復の行程や安全について確認する。
- ウ 見学・体験先へのマナーを指導する。
- エ 目的意識をもって参加するように伝える。
- オ 必要な持ち物や服装等について伝える。

No.38 職場体験における社会的・公共的な活動

職場体験の中で社会的・公共的な活動の役割に気付かせるとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 職場体験にはその職業に合わせたルールがあることを理解させる。
- イ 公共的な職場体験は、役所の事務労働に限定する。
- ウ 働くことは、それを通じた地域貢献になっていることを捉えさせる。
- エ 地域清掃など、直接地域社会に貢献できる活動を取り入れる。
- オ その職業が社会の中でどのような役割を果たしているかを考えさせる。

No.39 地域における課題の教材化

地域における課題を教材化するときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 地域の課題だけでなく、地域のよさも取り上げるようにする。
- イ 地域の課題があるときには、どのようにすれば解決できるかも考えていく。
- ウ 地域づくりはどこからでも何からでもできることを前提にする。
- エ 地域の課題に対して自分がどのように関わるかを一人一人が考えられるようにする。
- オ これからの時代は先端技術が重要になるので、地域の先端技術だけを教材として取り上げる。

No.40 校外学習の事前準備

校外学習の準備として、自分で資料を集めたり分析したりするとき、重要ではないことを1つ選びなさい。

- ア 基礎知識を確認するため、百科事典・辞典類を読んで、全体の状況を捉えるようにする。
- イ 図書館の書棚や地域コーナーなどにおいて、関連図書を探してみる。
- ウ 面白いと思ったネットの記事については、全て取り入れる。
- エ インターネットの信頼できるサイトにおいて、情報を探す。
- オ 役場・市役所の地域情報コーナーにおいて、資料を探す。

No.41 地域理解教育

児童生徒が地域のことをよく学び、地域に対する誇りと愛着を高めることができるようにするために、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 新聞を基に地域で発生している事件や事故をまとめる。
- イ 「学社連携・融合」(=地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を推進する。
- ウ 地域の伝統文化を取り上げ、地域の人々との様々な体験活動を行う。
- エ 地域で活躍している人材をゲストティーチャーに迎えて、地域学習を展開する。
- オ 地域の先人についての学習を充実する。

No.42 地域の人への聞き取り調査

地域の人への聞き取り調査などを依頼するときの配慮事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 事前に学年や訪問する人数、学習のねらい等を

伝えるようにする。

- イ 事前に調査内容や質問が適切かどうかを把握し、必要に応じて指導する。
- ウ 自己紹介や挨拶、言葉遣い、その場のお礼の仕方、事後のお礼状の書き方などを指導する。
- エ 親しみをもってもらえるように、友達感覚・友達言葉で接することを推奨する。
- オ 事後に、学習の成果を盛り込んだ手紙を添えて届ける。

No43 地域素材の教材化

地域にある素材を教材化するときの留意点として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 具体的で身近な地域の素材から取り上げていくようにする。
- イ 地域に働き掛けることで地域をよくするという目標をもつことができるようにする。
- ウ ふだん見ていることでも、奥深い内容があることに気付くことができるようにする。
- エ 地域の事例と教科書で扱われている事例を比較して、個別事例と一般事例の区別ができるようにする。
- オ 地域の有名な内容以外は、教材としては取り上げないようにする。

No44 共同炊飯の教育効果

共同炊飯の教育効果として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 一緒に食事をする楽しさを感じることができる。
- イ 家事労働の大変さを理解することができる。
- ウ 勤労の重要性を感じることができる。
- エ 役割分担によって、効率的に炊飯できることを学べる。
- オ 他の児童生徒が労働することにより、自分は楽になると感じることができる。

No45 イメージマップ

思考ツールの「イメージマップ」の効果として、当てはまるものを1つ選びなさい。

- ア 比較する。
- イ 分類する。
- ウ 関連付ける。
- エ 見通す。
- オ 焦点化する。

No46 KJ法

KJ法の説明として、最も当てはまるものを1つ選びなさい。

- ア 何かをする順番や物事が起こった順番を表す。

- イ 2つの対象を比較し、相違点や共通点を見いだす。
- ウ 資料の変化を捉え、表やグラフに表す。
- エ 大量に収集した情報をカードに分けて、グループ化する。
- オ 自分の話の中心部分を基に、どのように論理や話を展開するかを構想する。

No47 職業観の育成

児童生徒の職業観を育成する指導として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア その職業に就くために必要な条件や努力について知らせる。
- イ 様々な職業に就いた例をあらかじめ紹介し、職業についてのイメージをもつことができるようにする。
- ウ 教師がその児童生徒に向いていないと思う職業については、あきらめるように促す。
- エ その職で何をしたいのかを明確にしていく。
- オ 様々な職業に就いている人の思いや願いを聞く場を設定する。

No48 体力向上の取組

体力向上の取組として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 休み時間の強制的なトレーニングへの参加
- イ 自分に合った課題や目標を設定した体育の学習
- ウ 児童生徒の自主的な活動としての体力向上の取組
- エ 楽しく遊び、共に体を動かすことの奨励
- オ 生活リズムチェックシート等を活用した生活習慣の指導

No49 寒冷期の体力向上策

寒冷期の体力向上策として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 寒冷期の気候を生かした運動（スキーやスケート等）
- イ 吹雪時の外での活動
- ウ 寒冷期の気候を生かした遊び（雪像作りやチューブ滑り等）
- エ 雪かきの奨励
- オ 室内運動の奨励

No.50 アイヌ民族教育

先住民族であるアイヌ民族への理解を進める活動として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の家系図で自分のルーツを調べる活動
- イ アイヌ民族文化財団のアドバイザーによる衣装や文様に関する講話や刺繍の体験活動
- ウ 料理などのアイヌ文化の伝統やよさについて学ぶ活動
- エ 「アイヌ対策推進室」や「アイヌ民族博物館」など、身近な教育資源を活用した活動
- オ アイヌの音楽などの諸感覚を駆使することができる活動

No.51 自由研究の事前指導

長期休業の自由研究の事前指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学年に応じて学校図書館や公共図書館等を活用するよう指導する。
- イ ヒントになるよう、同学年のこれまでの作品を紹介する。
- ウ クラス共通のテーマを決めておく。
- エ 自由研究に関連した既習事項を振り返らせる。
- オ 家庭に課題や例示等をプリントで知らせる。

No.52 家庭学習を効果的に進めるための手立て

家庭学習を効果的に進めるための手立てとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の自主性に任せる。
- イ 家庭学習の意義や目的を明確に示す。
- ウ 家庭学習の進め方を示す。
- エ 家庭学習として取り組むことが可能な内容を例示する。
- オ 児童生徒の目標や進捗状況を書かせる。

No.53 言語活動の充実

日常的な経験と言語に関連させて語彙力や読解力を高めるときの方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 見たことをすぐに単語に置き換えるトレーニングをする。
- イ 経験したことを全員で振り返る。
- ウ 経験したことについて文章化する。
- エ 経験したことを図式化したり絵に表してみたりする。
- オ 国語科の学習のみで指導する。

No.54 自然体験活動

教育課程の中に自然体験活動を取り入れるとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 一か月以上の長期キャンプを設定する。
- イ 生物の多様性について学ぶ機会を設ける。
- ウ 原体験を補完する活動を取り入れる。
- エ 配慮が必要な児童生徒も一緒に活動する場を設ける。
- オ 自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動を取り入れる。

No.55 キャリア教育の方法

児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む方法として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 係活動や当番活動に主体的に取り組むように指導する。
- イ 年収やステータスなど、分かりやすいモデルを示す。
- ウ 職業体験学習を充実させ、様々な職業に触れる機会を設定する。
- エ 働く人の願いや思いに触れたり、考えたりする場面を設定する。
- オ 目標を立て、その実現のために努力することの大切さを実感させる。

No.56 キャリア教育で育成を目指す資質・能力

キャリア教育で育成を目指す4つの「基礎的・汎用的能力」として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 人間関係形成・社会形成能力
- イ 自己理解・自己管理能力
- ウ 課題対応能力
- エ キャリアプランニング能力
- オ 運動能力

No.57 学校図書館の活用

学校図書館や学校司書に関する記述として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学校図書館は、教育課程の展開に寄与することが求められている。
- イ 学校図書館には、読書センターや学習・情報センターの機能がある。
- ウ 読書会や鑑賞会、資料展示会等の開催は、業務精選の観点から行う必要はない。
- エ 平成26年の学校図書館法改正で、学校には、司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければ

No.6 学習指導要領と特別支援教育 (5)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「(イ)児童(生徒)の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、()である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」

- ア 知的障害者
- イ 学習者
- ウ かけがえのない存在
- エ 主体的な存在
- オ 学習することが困難

No.7 学習指導要領と特別支援教育 (6)

『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』第7章 自立活動の内容の区分として、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 健康の保持
- イ 心理的な安定
- ウ 人間関係の形成
- エ 国際理解
- オ 身体の動き

No.8 学習指導要領と特別支援教育 (7)

『小学校(中学校)学習指導要領解説 総則編』第1章第4の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」に示されている個別の指導計画作成の手順の一例として、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 個々の児童(生徒)の実態を的確に把握する。
- イ 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- ウ 教師の専門分野を生かした指導目標を設定する。
- エ 個々の児童(生徒)の指導目標を達成させるために必要項目を選定する。
- オ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

No.9 学習指導要領と特別支援教育 (8)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「ウ 障害のある児童(生徒)に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す()の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」

- ア 体験活動
- イ 自立活動
- ウ 言語活動
- エ 特別活動
- オ ボランティア活動

No.10 学習指導要領と特別支援教育 (9)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』第3章第4節の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」③「通級による指導における特別の教育課程」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「通級による指導は、小学校(中学校)の通常の学級に在籍している障害のある児童(生徒)に対して、各教科等の()授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童(生徒)の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態である。」

- ア 一部の
- イ 問題解決的な
- ウ 体験的な
- エ 大部分の
- オ 習熟度別の

No.11 学習指導要領と特別支援教育 (10)

『小学校(中学校)学習指導要領 解説 総則編』第3章第4節の2(1)「障害のある児童(生徒)などへの指導」③「通級による指導における特別の教育課程」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童(生徒)(特別支援学級の児童(生徒)を除く。)で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、()、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。」

- ア 不登校者
- イ 介助者
- ウ 保護者
- エ 学習障害者
- オ 健常者

No.12 学習指導要領と特別支援教育 (11)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2(1)「障害のある児童(生徒)への指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「エ 障害のある児童(生徒)などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、()視点で児童(生徒)への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努める」

- ア 多角的な
- イ 長期的な
- ウ 多面的な
- エ 将来的な

オ 短期的な

No.13 学習指導要領と特別支援教育 (12)

『小学校(中学校)学習指導要領』第1章第4の2(1)「障害のある児童(生徒)への指導」に次のことが書かれています。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「()の指導に当たって、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」

- ア 自立活動 イ 生活面
- ウ 社会性 エ 進路
- オ 各教科等

No.14 個別の教育支援計画・支援計画・指導計画

「個別の教育支援計画」「個別の支援計画」「個別の指導計画」について、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 「個別の教育支援計画」は教育機関が中心となって作成するものであり、保護者の同意を得なくてもよい。
- イ 障害者基本計画においては、障害のある児童(生徒)の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示された。
- ウ 「個別の支援計画」のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」という。
- エ 「個別の指導計画」は、教育課程を具体化し、障害のある児童(生徒)など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するものである。
- オ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある児童などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。

No.15 特別支援教育の対象者数

義務教育段階において、特別支援教育の対象となる児童生徒の学びの場として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 特別支援学校
- イ 小学校・中学校の特別支援学級
- ウ 児童相談所
- エ 通常の学級
- オ 通級指導教室

No.16 視覚障害教育

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における視覚障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「例えば、弱視の子供には、見え方の状態に合わせて拡大や白黒反転した教材を使用して指導したり、弱視レンズなどの視覚補助具や()の技能の習得を目指したりするなどの指導をしています。」

- ア 拡大教科書の使用 イ コンピュータ操作
- ウ 図書館の利用 エ 新聞の活用
- オ 他者とのコミュニケーション

No.17 聴覚障害教育

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における聴覚障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「特に、幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、()を見据えた言語指導や情報の活用(読書の習慣、コミュニケーションの態度・技能など)、障害の特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものへと次第に移行した指導を行っています。」

- ア 体験と社会参加 イ ボランティア活動
- ウ 自立と社会参加 エ 言語活動
- オ 表現活動

No.18 知的障害教育 (1)

次の文は文部科学省のWEBサイト(トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について)の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、知的障害について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や()、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。」

- ア 家庭生活 イ 学校生活
- ウ 社会生活 エ 規則正しい生活
- オ ふだんの生活

No.19 知的障害教育 (2)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における知的障害に応じた教育的対応について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。「そこで、特別支援学校（知的障害）では、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、例えば、自分の意思を伝えることや（ ）など、日常生活や社会生活を送る上で必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導を行っています。」

- ア 図書館での調べ学習
- イ 通常の学級におけるカリキュラム
- ウ 交流学習
- エ 身近な日常生活における行動
- オ ICTの活用

No.20 肢体不自由教育 (1)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、肢体不自由について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。「肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの（ ）が困難な状態をいいます。」

- ア 学習
- イ 家庭生活
- ウ 学校生活
- エ 学習活動
- オ 日常生活動作

No.21 肢体不自由教育 (2)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における肢体不自由に応じた教育的対応について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を効果的に活用し、個別指導やグループ指導を重視しています。この他、肢体不自由の子供は、日常生活における直接的な体験や社会生活経験が乏しくなる傾向にあることから、（ ）を多く取り入れるよう配慮しています。」

- ア 自立するための活動
- イ 実践的・体験的な活動
- ウ 話合い活動
- エ 当番活動

オ 奉仕活動

No.22 病弱・身体虚弱教育 (1)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、病弱・身体虚弱について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。（ ）の中には同じ言葉が入ります。「病弱とは、心身が（ ）のため弱っている状態をいいます。また、身体虚弱とは、（ ）ではないが身体が不調な状態が続く、（ ）にかかりやすいといった状態をいいます。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。」

- ア ストレス
- イ 運動機能の低下
- ウ けが
- エ 病気
- オ 感染症

No.23 病弱・身体虚弱教育 (2)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、特別支援学校における病弱・身体虚弱に応じた教育的対応について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。「病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子供に対して、必要な配慮を行いながら教育を行っており、病院に隣接又は併設されている学校が多くあります。治療等で学習空白のある場合は、グループ学習や個別指導による授業を行ったり、病気との関係で（ ）子供については、学習時間を短くしたりするなどして柔軟に学習できるように配慮しています。」

- ア 生活リズムが崩れる
- イ 体力が落ちる
- ウ 長時間の学習が困難な
- エ コミュニケーションの機会が減る
- オ 家族とのふれあいが少なくなる

No.24 言語障害教育 (1)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、言語障害について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。「言語障害とは、（ ）が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、

話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。」

- ア 意思表示 イ 発音
- ウ 表情 エ 態度
- オ 身体表現

No25 言語障害教育 (2)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、通級による指導における言語障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。「例えば、子供の興味・関心に即した自由な遊びや会話等を通して、教師との好ましい関係をつくり、子供の気持ちをほぐしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や()を指導しています。」

- ア 楽に話す方法 イ 表情の作りかた
- ウ 話すときのマナー エ 音読
- オ メモの取り方

No26 自閉症・情緒障害教育 (1)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、情緒障害について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、()や社会生活に適応できなくなる場合もあります。」

- ア 日常生活 イ 自立活動
- ウ 学校生活 エ 家庭生活
- オ 体験活動

No27 自閉症・情緒障害教育 (2)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、通級による指導における自閉症や情緒障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。()の中には同じ言葉が入ります。「例えば、自閉症のある子供については、他人との

()に関わることや対人関係、社会生活への適応などの困難さを改善・克服を図る指導をしています。また、選択性かん黙等の子供については、人との()や主体的なコミュニケーションなどの困難さを改善・克服を図る指導をしています。」

- ア 関係性 イ 距離
- ウ 意思疎通 エ つきあい
- オ 会話

No28 学習障害の教育 (1)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、学習障害について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「学習障害とは、全般的に()に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。」

- ア 既習経験 イ 知的発達
- ウ 体力 エ 発育
- オ 生活経験

No29 学習障害の教育 (2)

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、通級による指導における学習障害に応じた教育的対応について書かれたものです。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「例えば、感覚や認知の特性、代替手段等の使用、言語の形成と活用、感覚の総合的な活用等に関する()をしています。」

- ア 本物に触れる活動
- イ 人と関わる指導
- ウ キャリア形成のための指導
- エ 他者から支えてもらう活動
- オ 自立活動の指導

No.30 注意欠陥多動性障害の教育（1）

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、注意欠陥多動性障害について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。

「注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、（ ）行動により、生活上、様々な困難に直結している状態をいいます。」

- ア 攻撃的で一貫性のない
- イ 内向的で落ち着きのない
- ウ 社会的で前向きな
- エ 衝動的で落ち着きのない
- オ 主体的で積極的な

No.31 注意欠陥多動性障害の教育（2）

次の文は文部科学省のWEBサイト（トップ→教育→特別支援教育→特別支援教育について）の「4. 障害に配慮した教育について」の中で、通級によるの指導における注意欠陥多動性障害に応じた教育的対応について書かれたものです。（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。

「例えば、注意集中の持続、行動の調整、（ ）の形成、集団への参加の基礎等に関する自立活動の指導をしています。」

- ア 生活リズムや生活習慣
- イ 学習環境や学習習慣
- ウ 運動習慣
- エ 人格
- オ キャリア

No.32 知的障害に関わる教育課程の編成

学校教育法施行規則第126条第2項では、特別支援学校小学部における知的障害である児童を教育する場合の教育課程の編成を規定しています。次のうち、教育課程の編成上、取り上げなくてもよいものを1つ選びなさい。

- ア 国語
- イ 総合的な学習の時間
- ウ 特別活動
- エ 道徳
- オ 体育

No.33 病弱の障害の程度

学校教育法施行令第22条の3では、特別支援学校の対象となる病弱者の障害の程度を規定しています。

（ A ）と（ B ）に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪

性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は（ A ）を必要とする程度のもの」

「二 （ B ）の状態が継続して（ A ）を必要とする程度のもの」

- ア A 生活規制 B 虚弱体質
- イ A 生活規制 B 身体虚弱
- ウ A 生活管理 B 心身症
- エ A 生活規制 B 心身症
- オ A 生活管理 B 虚弱体質

No.34 知的障害

知的障害について、当てはまるものを1つ選びなさい。

ア 知的障害のある児童生徒の支援に際しては、要因を捉えながら取り組む活動を検討することが重要である。

イ 知的障害のある児童生徒を理解するためには、できないこと、苦手を感じていることを把握することが最も重要である。

ウ 知的障害は、明らかに平均以下の知的機能であることをもってのみ、判断される。

エ 知的障害とは、知的機能が発達期に停滞し、社会適応行動の成長が発達期にのみ遅れる状態をいう。

オ 知的障害に関わる教育では、知的機能の向上を図ることを目的に、抽象的な内容を指導することが特に効果的である。

5

生徒指導

No. 1 児童生徒理解の方法

児童生徒の実態を把握するための方法として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 家庭訪問のとき、保護者から児童生徒の家庭での様子について聞くなど、保護者と連携した取組を行う。
- イ 前学年の担任などから、児童生徒についての話を聞くなど、校内や学校間の情報共有を行う。
- ウ SNSを学級の児童生徒全員に利用させ、そこから情報収集を行う。
- エ 休み時間の児童生徒の交友関係を観察したり、児童生徒へのアンケートを活用したりする。
- オ 個人面接など、児童生徒一人一人と話す時間をもつ。

No. 2 児童生徒の理解

児童生徒一人一人の特徴や傾向を十分に理解するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者の協力の下、成育歴や家庭環境などの情報の把握に努める。
- イ アンケートや各種心理調査等を活用して性格や興味、悩みを把握する。
- ウ 特に視点は設定せず、分かる範囲のみを把握するようにする。
- エ 身体的な能力、学力等の能力を把握する。
- オ 児童生徒の友達関係を把握する。

No. 3 SNSへの書き込みへの対応

SNS等に「死にたい」と書き込んだ児童生徒への対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 真意ははっきりしないため、刺激しないよう、特に対応しない。
- イ 緊急と判断されるときは、教育委員会や警察等に協力を求める。
- ウ 保護者に連絡し、本人の安否を確認する。
- エ スクールカウンセラーと連携を取り、継続的に相談等を行う。
- オ 事実を確認するときは、焦らず静かに、追い込まないように留意する。

No. 4 児童生徒のよさを捉える心掛け

一人一人のよい点を捉えるための心掛けとして、あまりふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 保護者や他の教師から情報を得る。
- イ 児童生徒をよく観察する。
- ウ 結果だけではなく、努力の過程を見取るようにする。
- エ 他の教師には、その児童生徒の失敗や指導したことについて伝えず、先入観を持たせないようにする。
- オ クラブ活動や課外活動などの様子も捉える。

No. 5 生徒指導上の情報共有

校内で生徒指導上の問題について情報共有を行うとき、適切ではないことを1つ選びなさい。

- ア 授業・遊び・放課後など児童生徒の多面的な様子を出し合う。
- イ マイナスに見える点とプラスに見える点の両方を出し合う。
- ウ 性虐待等の情報は、管理職と担任など、必要最小限の情報共有とする。
- エ しっかり事実確認できていないような小さな情報も共有するようにする。
- オ ふだんの問題行動を列挙し、保護者とも文書で共有する。

No. 6 教育相談における配慮

学級担任が教育相談をするときに配慮することとして、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 相談中は、記録をとることだけに集中せず、傾聴する姿勢を見せる。
- イ 適切な助言があるときは、相談者の話の途中でも話す。
- ウ 相談場所は、プライバシーが守られるとともに、話をしやすい所に設定する。
- エ いじめや虐待など緊急性の高い相談内容は、相談後、管理職にすぐ報告する。
- オ ゆとりをもって時間を確保する。

No.7 悩みや不安の解消に向けた教育相談

児童生徒一人一人の悩みや不安を解消するための教育相談として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 相談週間を設定するなど、特定の児童生徒だけでなく、全員を対象にした面談の機会をもつ。
- イ 一度面談した上で、更に面談が必要な児童生徒には別の時間を設ける。
- ウ 相談内容を他の児童生徒に知られないように配慮する。
- エ 学習の到達度の悩みは、必要に応じて、個別指導・補習を検討する。
- オ 放課後の相談で児童生徒がいろいろと話し始めたときは、帰宅時間が遅くなっても、最後まで聞くようにする。

No.8 教育相談の事前準備

児童生徒本人が自分の悩みを語るができないことが想定されるときに準備として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 仲のよい友達から本人の状況をさりげなく聞いておく。
- イ 部活・委員会活動などの担当教師から様子を聞いておく。
- ウ 家庭環境などを調べておく。
- エ 先入観をもたないようにするため、事前にあまり情報を集めないようにする。
- オ 養護教諭や昨年度の担任等から様子を聞いておく。

No.9 教育相談を組織的に行う際の留意点

最初に相談を受けた教師と児童生徒との信頼関係を保ちながら、複数の教師が関わって相談を進めるとき、あまり適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア いろいろな教師の話を聞いても、最後に選択するのは自分であることを理解させる。
- イ 児童生徒は、信頼している教師に相談する傾向があることを職員全体で確認しておく。
- ウ 養護教諭など担任ではない教師に相談しやすいときは、そのようにすることを勧める。
- エ 複数の教師に相談しても、それぞれ秘密は守っていることを伝える。
- オ 情報の取りまとめは、必ず最初に相談を受けた教師が行う。

No.10 暴言や暴力への対応

教師に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりする児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 廊下や別室に連れ出して、厳しく指導する。
- イ 挑発に乗らずに、落ち着いた態度で毅然と注意・指導する。
- ウ その場合は、短く制止するだけにして、落ち着いたから説諭する。
- エ 一人で対応せず、他の教師の協力を仰ぐ。
- オ 不満や暴言の理由を把握するため、まずは、言いたいことを最後まで聞いてみるなど、思いを受け止める。

No.11 問題行動への対応

学校で問題行動を引き起こす児童生徒への指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 背後にある家庭環境や友達の不満を時間をかけて聴く。
- イ 自分のよいところを探すように指導する。
- ウ 保護者から状況を聞くとともに、保護者と一緒に対応方法を話し合う。
- エ 複数の教員や必要に応じて関係機関と連携して、チームでの解決を図る。
- オ 周りの児童生徒の学習権を保障することを最優先して、すぐに出席停止等の措置を行う。

No.12 持ち物や装飾品の変化

持ち物や装飾品が派手になっていると感じる児童生徒への指導として、あまり適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学校生活のきまりや校則違反に該当するときは、その旨を指導する。
- イ 学校生活（学習）に必要な物なのかどうかを考えさせる。
- ウ 職員室に呼び出し、多くの教師で指導する。
- エ 持ち物や装飾品が派手になっている理由をまず本人に聞いてみる。
- オ 保護者に連絡し、学校での状況を説明するとともに、家庭と協力して指導する。

No.13 学級崩壊の要因

学級がうまく機能しない状態（いわゆる学級崩壊）の要因として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 少子化等に伴い、児童生徒が集団生活にうまくなじめない。
- イ 学級内でいじめがあるなど、児童生徒の人間関係が構築できていない。
- ウ 個別に支援が必要な児童生徒への対応に注力し、他の児童生徒が不公平感を持っている。
- エ 教師が一方的に定めたルールについて、学級の実態にかかわらず順守させようと指導する。

オ 学校としての指導の方針を定め、組織的・計画的に取り組んでいる。

No.14 学級崩壊の早期解決

学級がうまく機能しない状態（いわゆる学級崩壊）を早期に解決するための対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 校内研修の充実、ティーム・ティーチング、体験的な活動など多様な工夫を行い、授業内容の充実を図る。
- イ 学級会で話し合うなど、学級担任と学級の児童生徒が責任をもって早期に解決するための対応を検討する。
- ウ 児童生徒の実態を多面的に把握し、行動の意味をよりの確に判断するため、複数の教職員による情報の収集・分析を行う。
- エ 保護者会で状況を報告するとともに、今後の指導方針等を伝えるなど、家庭と連携した対応を行う。
- オ いじめに対しては児童生徒の心理の理解に努めて早期の適切な対応をするなど、根本的な問題を探り当て、組織的に対応する。

No.15 教師に対する不信感への対応

潜在的に教師への不信感が強いと感じられるときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 相談しやすい教師に思いを自ら話す機会を設けるなどして思いを受け止める。
- イ 養護教諭やスクールカウンセラーなどの他の教職員に協力を依頼する。
- ウ 継続して児童生徒に寄り添い続け、信頼関係の構築に努める。
- エ 家庭的な環境が背景となっているときは、家庭教育アドバイザーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。
- オ 教師に対して敵対的な行動を取ると、不利益になることを伝える。

No.16 問題行動の早期発見と防止

遅刻・欠席や始業時間直前に来るが多くなった児童生徒の行動の要因を把握するとき、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 生活リズムチェックシート等を活用し、本人の家庭における時間の使い方等の生活リズムを把握する。
- イ 友人から放課後や休日の過ごし方について、さりげなく情報を得る。
- ウ 本人に直接、家庭での悩みや困りごとがないか、

聞いてみる。

- エ 保護者に連絡を取り、登下校の様子や家庭での過ごし方について情報交換する。
- オ 遅刻・早退、欠席の回数に応じて罰則を設けるなどして、意欲付けを行う。

No.17 自己指導能力の育成に向けた教師の心掛け

『生徒指導提要』の「問題行動についての理解」の中に書かれている、児童生徒の自己指導能力の育成に向けた教師の心掛けについて（ ）に当てはまる言葉を選びなさい。

「問題行動を予防するには、学校生活を意義深く過ごし得る条件を作り上げる積極的立場から考えていくことが大切です。それぞれの教員が児童生徒の（ ）を信じ、児童生徒が本来持つ将来の可能性、潜在能力を正しく生かすことができるよう心がけ、自己指導能力の育成を図っていかなければなりません。」

- ア 可塑性
- イ 家庭環境
- ウ 人間性
- エ 健康・体力
- オ 素直な子どもらしさ

No.18 万引きを自慢する児童生徒への指導

万引きしたことを自慢している児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 万引きの事実確認ができないときは、すぐには指導せずにしばらく様子を見る。
- イ 学年の教師、管理職、生徒指導担当の教師等に報告したり、相談したりする。
- ウ 当該児童生徒本人を呼び出して事実確認したり、他の児童生徒から情報収集したりする。
- エ 児童生徒が万引きしたことを確認できたときは、当該児童生徒に個別指導を行うとともに、学級全体に指導を行う。
- オ 万引きが事実でないと分かったときは、当該児童生徒に間違った言動であると指導する。

No.19 友達の物を盗んだ児童生徒への指導

友達の物を盗んだ児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 本人を呼び出して、事実確認をした上で指導する。
- イ 事実であったときは、物を盗む行為に至った背景に何かあるのではないかという視点をもって対応する。
- ウ 盗んだ児童生徒に被害を受けた児童生徒の気持ちを考えさせ、謝罪するよう促す。
- エ 校内で起きたことでも、窃盗事件であるため、被害者に対して警察に被害届を出すよう促す。
- オ 教師が確認した事実関係、学校での指導内容、家庭に依頼したいことなどについて保護者に伝える。

No.20 授業を妨害する児童生徒への対応

児童生徒が授業を妨害したときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 学級担任の判断で保護者に連絡し、しばらく登校を控え、家庭で学習させるようにする。
- イ 学級全体の児童生徒や教師に迷惑をかけていることを認識するよう指導する。
- ウ 状況によっては、他の教師に学級に入ってもらい、複数体制で指導をする。
- エ 毅然とした態度で注意、指導し、改善しないときは、他の教師の協力を得て、別室での指導を行う。
- オ 授業を妨害する理由を聞くなどしながら、自分の行動を振り返るよう指導する。

No.21 万引きの可能性が あるときの対応

児童生徒が「A君が昨日コンビニで万引きをして捕まったらしい」とうわさ話をしているのが耳に入りました。ふさわしくない対応を1つ選びなさい。

- ア うわさ話なので特に対応しない。
- イ その児童生徒の知っていることを話してもらい、決めつけたり広めたりしないように指導する。
- ウ 学年主任、生徒指導主事、管理職などに相談する。
- エ 万引きの事実が確認されたときは、管理職の指示を受けて、そのコンビニと連絡をとる。
- オ うわさされている児童生徒（A君）に直接事実確認をするとともに、事実でなかったときは心理的なケアを行う。

No.22 校種間連携

校種間の接続に課題がある児童生徒の状態やその解

決策を表す言葉として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小1プロブレム
- イ 高1クライシス
- ウ 食育
- エ スタートカリキュラム
- オ 中1ギャップ

No.23 他機関と連携する際の留意点

児童生徒の問題行動に発達障害が疑われるときは、多様な専門職との連携が必要となります。その連携の在り方として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 発達障害に関わる関係機関と相談するように促す。
- イ 児童相談所等の関係機関の相談員と対応を相談する。
- ウ 保護者と相談するとともに、必要に応じて発達診断を受けることができることも伝える。
- エ 児童虐待等による二次障害が発生していないかどうか注視する。
- オ 教育のプロとしての判断に自信をもち、発達障害に間違いないと学級担任から保護者に伝える。

No.24 いじめられた際の対応の指導

他の児童生徒等にいじめられた場合の対応の仕方について、いじめられた児童生徒を指導するとき、適切なものを1つ選びなさい。

- ア いじめは我慢する。
- イ やられたらやり返す。
- ウ 別の児童生徒がいじめのターゲットになるようにする。
- エ 大人に相談するようにする。
- オ 金銭等を渡して、それ以上いじめないようにお願いする。

No.25 加害者側への指導

いじめが起こったとき、加害者側の児童生徒への長期的な指導として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア アンガーマネジメント
- イ ソーシャルスキル
- ウ カリキュラム・マネジメント
- エ コミュニケーションスキル
- オ ロールプレイ

No.26 いじめの初期対応

いじめが発覚したとき、加害者側の児童生徒と被害

者側の児童生徒に対する初期対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 被害者側の児童生徒からいじめの事実について聞き取るなど、情報収集を行う。
- イ 加害者側の児童生徒からいじめの事実について聞き取るなど、情報収集を行う。
- ウ 事実関係にかかわらず、加害者側の児童生徒に対し、被害者側の児童生徒に直ちに謝罪するよう指導する。
- エ 加害者側の児童生徒と被害者側の児童生徒が接する機会について、一定期間減らすように配慮する。
- オ 行為自体は許されないことを指導しながらも話を聞く。

No.27 いじめの未然防止

いじめの未然防止として、有効ではないものを1つ選びなさい。

- ア 道徳の授業等を通して、いじめを起こさない内面的資質を育む授業を行うなど、いじめは決して許されないことを理解させる。
- イ 児童会（生徒会）活動を通じて、いじめを許さない決意を一人一人が表明する。
- ウ 児童生徒同士で関わるような場を極力少なくする。
- エ 学級活動等で児童（生徒）自らが主体的にいじめの防止に向き合い、いじめを見逃さない学級づくりに努める。
- オ 教職員一人一人が、いじめは、いつでも誰にも起こり得るという意識をもつ。

No.28 いじめが生じたときの周囲の児童生徒への指導

いじめが生じたときの周囲の児童生徒への指導として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア いじめられている児童生徒の心の苦しみを理解できるように指導する。
- イ はやし立てたり見て見ぬふりをしたりするのはいじめと同じであるということを理解できるようにする。
- ウ 自分が標的になることを恐れるときは、関わらないようにするよう指導する。
- エ なぜ止められなかったのかを考えさせ、止める手立て等を具体的に示しながら指導する。
- オ いじめは決して許されない行為であることを理解させ、集団の中で勇気ある行動がとれるような正義感を培う指導をする。

No.29 いじめの事実確認

一対多数のいじめが発生しました。事情を聞くときにふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア いじめた児童生徒を一か所に集めて、話に矛盾がないか確認しながら全員から聞く。
- イ いじめられている児童生徒といじめている児童生徒両方から個別に事情を聴取する。
- ウ いじめが発生した状況を時系列で記録する。
- エ いじめられている児童生徒、いじめている児童生徒、傍観者から聴取した情報を照らし合わせ、矛盾がないか確認する。
- オ 個別聴取した内容は、他の教職員とも共有を図る。

No.30 いじめに対する学校の対応

いじめられている児童生徒の保護者から、いじめに対して「担任の指導が悪い」と批判されたときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 速やかに管理職に報告、相談の上、保護者にいじめの有無や事実、学校の対応方針などを丁寧に伝える。
- イ 担任の教師だけではなく管理職も含めた複数の教職員で対応する。
- ウ 担任の指導については問題がないことを毅然とした態度で伝える。
- エ 教育委員会と連携を取って、初期対応を迅速かつ的確に行うようにする。
- オ 保護者にこれまでの経緯を説明し、今後の対応について理解と協力を求める。

No.31 自殺の未然防止

文部科学省は、平成26年に『子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）』を発行しています。この中で示されていることとして、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 学校における自殺予防教育プログラムの展開例
- イ 学校、保護者、地域関係機関との合意形成
- ウ 生命を尊重する教育、心身の健康を育む教育、温かい人間関係を築く教育など、下地作りの教育活動
- エ 自殺予防教育におけるICTの効果的活用
- オ 自殺予防のキャッチフレーズ「きょうしつ〜きづいて、よりそい、うけとめて、しんらいできる大人に、つなげよう」の実践

No.32 自殺発生時の対応

文部科学省は平成22年に『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』を発行しています。この中に書かれている自殺が起きたときの対応として、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 危機対応の態勢づくり
- イ 遺族へのかかわり
- ウ 正確な情報収集と積極的かつ一貫した情報発信
- エ 児童生徒の心のケアと学校再開の準備
- オ 教育委員会の特別対応チームを中心とした対応

No.33 薬物乱用防止

薬物乱用防止の指導に当たって留意すべき事項として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 薬物については、様々な形状や隠語があり、気付かずに乱用する可能性がある。
- イ 周囲の人々から薬物を勧められるなど、断りにくい状況になることが多いことから、児童生徒が強い意志をもち、断ることができるようにするロールプレイなどを行う。
- ウ 薬物乱用防止については、警察や保健所などと連携した薬物乱用防止教室などの取組も効果的である。
- エ 覚醒剤等の薬物は、非常に常習性が強いいため、依存症状を引き起こし、凶悪犯罪につながる事例が多い。
- オ 大麻については、合法化した国があり、覚醒剤、ヘロイン等と比較して安全な薬物である。

No.34 児童生徒からの薬物乱用の告白

児童生徒が薬物乱用について告白したときの対応として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 直ちに管理職に報告する。
- イ 警察に通報するとともに、教育委員会及び保護者に報告し、連携して対応する。特に14歳未満のときは、児童相談所にも相談する。
- ウ 児童生徒の個人情報広がることのないよう、報道機関の対応を行う。
- エ 警察通報後、学校は、主体となって当該児童生徒の聞き取り調査や指導には関わらない。
- オ 薬物乱用の事実を踏まえ、必要に応じて全校児童生徒に対し指導する。

No.35 出会い系サイト

出会い系サイトで知り合った男性と一度性的関係をもった女子生徒から、男性による脅迫メールが届くと養護教諭に相談があったときの対応として、不適切なものを1つ選びなさい。

- ア 養護教諭は、当該生徒から速やかに経緯等の詳細を聞き取り、管理職に報告する。
- イ 管理職は、関係職員を招集し、把握した情報を共有するとともに、対応を確認する。
- ウ 教育委員会に報告し、当該生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、対応策について指導・助言を受ける。
- エ 家庭訪問を行うなどして、保護者と今後の対応について協議する。
- オ 女子生徒にも責任があるため、警察には相談せずに学校で解決するよう努力する。

No.36 虐待防止に関わる学校、教職員の役割

児童虐待防止に向けた学校や教職員の役割として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 虐待の早期発見に努めること
- イ 虐待を受けたと思われる児童生徒を発見したときは、児童相談所等に通告すること
- ウ 関係機関からの情報を受け、一時的な保護を実施すること
- エ 虐待の予防・防止や虐待を受けた児童生徒の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと
- オ 虐待防止に向けた教育に努めること

No.37 児童虐待の種類

文部科学省『生徒指導提要』の第6章第10節1の(1)「児童虐待の定義」に示された児童虐待の種類に当てはまらないものを選びなさい。

- ア 身体的虐待
- イ 性的虐待
- ウ ネグレクト
- エ 経済的虐待
- オ 心理的虐待

No.38 不登校に対する学校の取組

次の文は、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、2「学校等の取組の充実」について書かれているものです。この中の(3)「不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実」に示されていないものを選びなさい。

- ア 読書活動の一層の推進を図ること。（学校図書館、地域の公共施設の利活用）
- イ 不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。（早期支援の重要性）
- ウ 校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。（不登校に対する学校の基本姿勢）

エ 不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。（効果的な支援に不可欠なアセスメント）

オ 不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫が重要であること。（不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制）

No.39 不登校支援

次の文は、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、3「教育委員会の取組の充実」について書かれているものです。この中の(2)「学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等」に示されていないものを選びなさい。

ア 養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

イ いじめ等が原因となっている場合、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望するときは、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。

ウ 指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

エ 不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細かな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。

オ 専門的な立場から支援を行う必要があるときは、教育支援センターにおいて、学校から不登校児童生徒の支援を引き継ぐこと。

No.40 不登校児童生徒の保護者への対応

不登校の児童生徒を抱える保護者への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 保護者の立場や気持ちになって、保護者と共に児童生徒の支援を考える。

イ 休み始めの早い段階から保護者と継続的に相談する。

ウ 学校での様子や家庭での様子を情報交換して次

の支援に生かす。

エ 児童生徒が登校しないのは、保護者の育て方の問題であることを自覚させる。

オ 保護者を責めずに励まし、焦りや不安に寄り添う。

No.41 無断欠席した児童生徒への対応

無断で欠席した児童生徒への対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア すぐに動ける教師が自宅に電話をしたり家庭訪問をしたりして安否確認をする。

イ 保護者の勤務先や緊急連絡先に電話をかけて確認する。

ウ 放課後まで連絡がないときは、電話や家庭訪問をする。

エ 欠席するときは、必ず朝のうちに学校に連絡するように保護者に話しておく。

オ 安否確認ができた後も、放課後に電話や家庭訪問をして様子を聞いたり次回登校時の準備について話したりする。

No.42 長期休業中における児童生徒の連絡の取り方

長期休業中の児童生徒は、学校や仲間、担任との物理的・心理的な距離が空き、長期休業明けの不登校を誘発しやすく、自殺の発生件数が増えるという統計があります。これを踏まえた長期休業中の児童生徒への連絡の取り方として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

ア 特別に配慮を要する児童生徒の家庭訪問を実施し、保護者や本人と面談する。

イ 長期休業中に学習会を設定するなど、児童生徒が学校に来やすい機会を設定する。

ウ 学級の気になる児童生徒と電話で言葉を交わす。

エ 連絡が取りにくい家庭については、メッセージを郵便受けに投函するなど、連絡を取れるようにする。

オ 日常的に携帯電話で個人的に連絡を取り合う。

No.43 親に反発している児童生徒に対する指導

親に反発している児童生徒に対する指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 親からはやがて自立することを示唆する。
- イ 反発している心情を理解し、寄り添いながら指導する。
- ウ 親の言い分に対してどのようにしたいのかをじっくり聞く。
- エ 三者面談など親子で話し合うことを提案する。
- オ 親の理不尽な部分について共感し、親の悪いところを認める。

No.44 学校以外の場における不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒に対する支援等の教育機会の確保等に関する施策をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）第13条の条文のうち、（ ）に入る言葉を選びなさい。

「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の（ ）の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。」

- ア 休養
- イ 個性尊重
- ウ 生き方の確立
- エ 家庭の事情への配慮
- オ 進路選択

No.45 スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーの説明として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある。
- イ 厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助指導などを行う。
- ウ 家庭や学校、地域、関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けた支援をする。
- エ 社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉に関する資格を有している。
- オ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境への働き掛けを行う。

No.46 教育支援センター（適応指導教室）の役割

文部科学省が「教育支援センター整備指針（試案）」で示した「教育支援センター（適応指導教室）」の役割として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 不登校児童生徒に対する家庭訪問による相談・指導
- イ 教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携
- ウ 不登校児童生徒の保護者に対する不登校の態様に応じた適切な助言・援助
- エ 児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応
- オ 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導

No.47 児童相談所の業務

児童福祉法に定められた児童相談所の業務内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 子どもの一時保護を行うこと
- イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること
- ウ 生活に困窮する子ども及びその家庭への経済的な支援
- エ 児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発
- オ 個々の子どもに対する援助指針の作成及び援助指針に基づく指導、措置等の援助

No.48 部活動のガイドライン

スポーツ庁が平成30年に公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容として、当てはまらないものを選びなさい。

- ア 肉体、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。
- イ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ウ 競技力の向上を図るため、競技団体の運営方針に従って発掘・育成する。
- エ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- オ 指導力の向上に向けて最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる。

6 危機管理

No.1 遠足の下見

遠足の下見について、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア トイレの場所を確認する。
- イ 昼食や遊びなどの活動場所の広さや安全を確認する。
- ウ 崖、蜂の巣などの危険箇所や危険物を確認する。
- エ 現地までの道路、信号、交通量などの状況を確認する。
- オ 昨年度と同じ場所のときは、改めて下見の必要はない。

No.2 養護教諭との連携

養護教諭との連携として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 体調の悪い児童生徒が出たときは、誰かが付き添って保健室に連れて行き、養護教諭に学級での様子などを伝える。
- イ 体調が悪い児童生徒が保健室で休んでいるときは、授業後に保健室に出向き、様子を聞いたり保護者への連絡の相談をしたりする。
- ウ 体調が悪い児童生徒が出たときは、養護教諭に全て対応を任せる。
- エ 学級の児童生徒の心身の健康について、日頃から情報共有をしておく。
- オ 日頃の保健指導や保健の授業などについては、養護教諭と十分に連携を図って進める。

No.3 Jアラート

内閣府の国民保護ポータルサイトには、弾道ミサイル落下時の行動について示されています。次のうちから正しくないものを1つ選びなさい。

- ア 近くにミサイルが落下し、屋内にいる場合、換気扇を回し、窓を開け、室内をできるだけ開放する。
- イ 屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難する。
- ウ 近くにミサイルが落下し、屋外にいる場合、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上に避難する。
- エ 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- オ 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

No.4 自然災害に対する事前指導

日本は、自然災害が多発する国です。このことを念頭に置いた事前指導として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分の命は自分で守るよう指導する。
- イ 率先避難者になるよう指導する。
- ウ ふだんから災害に対する備えをしておくよう指導する。
- エ 学習のため、津波や地割れの様子を見に行くよう指導する。
- オ 防災を含む安全に関する教育を学校全体で計画し、指導する。

No.5 熊の目撃（出没）情報への対応

校区内で熊の目撃（出没）情報があったときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が登校前のときは、保護者に連絡し、通学路の安全を確保する。
- イ 児童生徒が在校時のときは、下校時及び帰宅後の注意事項を指示する。
- ウ 下校時刻及び下校方法（集団下校、保護者に引き渡すことなど）を徹底する。
- エ 熊が捕獲されていないときは、保護者に情報提供し、翌日の登校方法、学校の安全対策などを連絡する。
- オ 教職員による出没の現地調査を行い、積極的に熊の捕獲に協力する。

No.6 熱中症への対応

児童生徒が熱中症になったと思われるときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 楽な体位を取らせ、衣服を脱がせて、体から熱の放散を助ける。
- イ 水分・塩分を補給する。
- ウ 風通しのよい日陰など、涼しい環境に避難させる。
- エ うちわや扇風機などで風を当てることにより体を冷やす。
- オ 反応が鈍く、自分で水が飲めないときは、水を飲ませるようにする。

No.7 打撲への対応

児童生徒が打撲したときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 患部を動かさず、包帯や添え木の固定などにより、受傷部を安静にする。
- イ タオルを患部に当て、その上から氷やアイスパックで冷やす。
- ウ 包帯などで患部を圧迫する。
- エ 患部を心臓より高い位置に上げる。
- オ 患部の腫れが引いた後も冷やし続ける。

No.8 発熱への対応

児童生徒が発熱したときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 検温を行い、高熱のときは、すぐに保護者に連絡し、受診を促す。
- イ 保健室など別室のベッドなどに寝かせ、安静にさせる。
- ウ 水分補給を行う。
- エ 熱が上がってきたときは、薬を飲ませる。
- オ 手足が冷たいとき、又は寒気があるときは、体を冷やさないようにする。

No.9 歯痛の訴えへの対応

児童生徒が歯の痛みを訴えたときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 濡れタオルを頬の上に当てるなど、患部を外から冷やす。
- イ 食べカスを取り除き、ぬるま湯で口の中をゆすぐなどして口の中を清潔にする。
- ウ 痛い歯に触らない。
- エ 鎮痛剤を飲ませる。
- オ 早く歯科医に行くように本人や保護者に伝える。

No.10 腹痛の訴えへの対応

児童生徒が腹痛を訴えたときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 衣服を緩め、静かに寝かせ、腹痛の状態を観察する。
- イ 嘔吐（おうと）物があるときは、誤えんさせないように注意する。
- ウ 食べ物や飲み水は与えない。
- エ 痛み止め、浣腸、下剤等の投与はしない。
- オ 腹部をマッサージしたり、温めたり冷やしたりする。

No.11 インフルエンザへの対応

インフルエンザが流行しているときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 手洗い、うがいの励行
- イ 教室内の換気、湿度の管理
- ウ マスクの着用や咳エチケットの励行
- エ 健康観察による早期発見、早期対応
- オ 外遊びや体育館遊びの励行などによる体力向上

No.12 野鳥の死骸への対応

児童生徒が敷地内で野鳥の死骸を見つけたときの対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 触らないように指導する。
- イ 他にも死骸を見つけたときは、教師にすぐに連絡するように伝える。
- ウ ごみ袋などに入れて教室に持ってくるように伝える。
- エ 死亡羽数が多いときは、市役所や保健衛生所等の関係機関に連絡をする。
- オ 児童生徒の目にふれないように教職員が処分する。

No.13 カラスの襲撃への対応

教員自身が校地内でカラスに襲撃されました。その後の対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 自分なことなので我慢する。
- イ 早急に管理職に報告する。
- ウ 教師の見守り体制などを整え、児童生徒の安全を確保する。
- エ 近くに巣があるときは、関係部署に連絡の上、児童生徒や保護者等に周知する。
- オ 児童生徒に対して威嚇された場所に近づかない、迂回する等の指導を行う。

No.14 著作物（楽譜）の使用

著作権法第35条では、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」とされています。楽譜を複写するとき、改正著作権法第35条運用指針（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）に示されている該当する例に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 大学の講義、実習、演習、ゼミ等
- イ 中学校・高等学校の部活動

- ウ 小学校のクラブ活動
- エ 修学旅行
- オ 大学のサークル活動

No.15 スマートフォンによる写真撮影

遠足・集団宿泊的行事において、同僚が個人所有のスマートフォンで児童生徒の写真を撮ろうとしています。この際、同僚への対応として、不適切なものを1つ選びなさい。

- ア 個人が特定できる顔写真を個人のスマートフォンで撮影することはやめるよう伝える。
- イ 帯同した写真業者がいるときは、記録写真はそちらに任せるように伝える。
- ウ 学校のデジタルカメラを使用するように伝える。
- エ 同僚と一緒に写真を撮る。
- オ 撮影したときは、管理職への報告、写真の消去などを確実にを行うよう伝える。

No.16 児童生徒の善行への問合せ

児童生徒の善行について、直接お礼を届けたいので、児童の個人名や住所を教えてくださいと電話がありました。この際の対応として、ふさわしくないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の名前と住所、電話番号を先方に伝える。
- イ 管理職の判断を仰いだ後にこちらから連絡する旨を伝える。
- ウ 電話では個人情報をお知らせすることはできないことを丁寧に伝える。
- エ 直接来校いただき、詳しい話をお聞きしたい旨を伝える。
- オ 事実や先方の身元などを確認した上で、管理職や保護者と対応を相談する。

No.17 けがをした児童生徒の保護者対応

児童生徒が軽微なけがをしたときの保護者への対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 学級担任等がけがの原因や状態などについて、保護者に丁寧に説明する。
- イ 学級担任等が学校において行った応急手当などについて、保護者に説明する。
- ウ 軽微なけがであるため、当該児童生徒からその原因や状況などについて、保護者に説明させる。
- エ けがをした箇所に変化や痛みの増大などがあったときは、すぐに医療機関で受診するように勧める。
- オ 学級担任等が当日中に保護者に電話をかけるなどして、帰宅した児童生徒の様子を聞き、今後学

校で配慮することなどを確認する。

No.18 頭部打撲時の対応

児童生徒が頭部を打って意識がなくなったときの対応として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 嘔吐（おうと）、麻痺（まひ）、痙攣（けいれん）、瞳孔の大きさなどの観察を行う。
- イ 早急に救急車を呼ぶ。
- ウ 救急対応後、速やかに保護者に連絡する。
- エ 呼吸停止や心停止に備え、心肺蘇生法の準備やAEDの手配を早急に行う。
- オ 1時間以上観察して異常がないときは、医師の診察は必要ない。

No.19 危機管理の「さしすせそ」

危機管理のポイントを「さしすせそ」と表したものがありません。以下のうち、明らかに当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア さ…最悪を想定して
- イ し…自分一人で
- ウ す…素早く
- エ せ…誠意をもって
- オ そ…組織で対応

No.20 事故等に遭遇した際の心理

予期していない自然災害、不審者の出現、事故などに遭遇したとき、「これは大したことはないだろう」と考えがちになり、そのために対応が遅れ、問題が大きくなってしまいがちです。このような心理のことを何と言いますか。

- ア 平常心
- イ 楽観主義
- ウ 正常化の偏見
- エ 期待効果
- オ 過小評価

No.21 保護者への連絡

次のうちから、保護者に直ちに連絡をしなくてもいい事例を1つ選びなさい。

- ア 児童生徒が体育館で遊んでいて転倒したが、痛みを訴えずにその後も元気に遊んでいたとき。
- イ 児童生徒が頭を強く打って吐き気を訴えたが、元気そうに見えたとき。
- ウ 児童生徒が他の児童生徒とぶつかって歯が抜けたが、「もともとグラグラしていたから大丈夫」と言ったとき。
- エ 児童生徒が高いところから落ちて頭を打った直後に吐いたが、「吐いてすっきりした」と言ったとき。
- オ 児童生徒同士が勢いよく頭と頭をぶつけ合い、互いのたんこぶを見て笑っていたとき。

No.22 早退時の対応

授業中に具合が悪くなった児童生徒について、保護者に連絡したところ、「迎えに行けないので一人で歩いて帰してください」と言われました。そのときの対応として、ふさわしいものを1つ選びなさい。

- ア 一人では帰さず、保護者が迎えに来るまで待機させることを伝える。
- イ 教師が途中まで付いていき、家の近くで別れることとする。
- ウ そのまま一人で帰す。
- エ タクシーで帰す。
- オ 家が近い児童生徒に家まで送らせる。

No.23 情報の管理

情報の管理で配慮すべきこととして、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 児童生徒の成績等については、学校で定めた場

所に保管し、校外には持ち出さない。

- イ 私物の情報端末は、学校のネットワークには接続しない。
- ウ 廊下の掲示物には、名札を付けない。
- エ 個人的なデータは、教室に持って行かない。
- オ 児童生徒の電話番号や画像などが入っている情報端末には、パスワードを設定する。

No.24 いわゆる学校感染症に対する出席停止措置

学校において予防すべき感染症（いわゆる学校感染症）にかかった児童生徒等に対し、出席停止措置がとられることについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 他の児童生徒等への感染を防ぐことにより、感染流行のピークの患者数を減らす効果が期待される。
- イ かかった児童生徒等本人が療養に専念できる。
- ウ 欠席扱いにならないことで、かかった児童生徒等に安心を与えることができる。
- エ 出席停止になると、その感染症に係る医療費の割引を受けることができる。
- オ 学生については、大学によっては、必ずしも適用されるとは限らない。

No.25 予防接種に関する知識

海外の大学に留学するに当たっては、予防接種が必須であったり、推奨されたりすることがあるが、次のうち当てはまらない疾患はどれですか。1つ選びなさい。

- ア 麻疹（はしか）
- イ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ウ 風疹（三日ばしか）
- エ 髄膜炎菌性髄膜炎
- オ 伝染性膿痂疹（とびひ）

7

『学習指導要領』・教育課程

No.1 伝統や文化に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「伝統や文化に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりす

るなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。

- イ 小学校第6学年の社会科で、我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。
- ウ 小学校第1学年及び第2学年の音楽で、歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべ歌

や民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

- エ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。
- オ 小学校第5学年及び第6学年の道徳科で、働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

No.2 主権者に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「主権者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年の社会科で、施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。
- イ 小学校第5学年及び第6学年の道徳科で、働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。
- ウ 小学校特別活動の学級活動で、清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の音楽で、我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など体を動かすことの快さを感じ取りやすい音楽など、いろいろな種類の曲を取り扱うこと。
- オ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

No.3 消費者に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「消費者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年の社会科で、販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。
- イ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の外国語科で、児

童の身近な暮らしに関わる場面について言語の使用場面や言語の働きについて理解すること。

- エ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。
- オ 小学校第1学年及び第2学年の道徳科で、健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

No.4 法に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第6学年の社会科で、日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。
- イ 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。
- ウ 小学校第3学年及び第4学年の道徳科で、約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の特別活動の学級活動で、話合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。
- オ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

No.5 知的財産に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「知的財産に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けること。
- イ 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと。
- ウ 音楽科で、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。
- エ 図画工作科で、創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うようにすること。
- オ 小学校第1学年及び第2学年の道徳科で、約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にすること。

No.6 郷土や地域に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「郷土や地域に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第4学年の社会科で、県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。
- イ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けること。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、家庭生活は地域の人々との関わりで成り立っていることが分かり、地域の人々との協力が大切であることを理解すること。
- エ 小学校第5学年及び第6学年の外国語科で、言語活動を行うに当たり、児童の身近な暮らしに関わる場面や言語の働きを取り上げるようにすること。
- オ 小学校第3学年及び第4学年の体育の保健で、心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。

No.7 環境に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第4学年の社会科で、特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。
- イ 小学校第6学年の理科で、生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする事。
- オ 小学校第3学年及び第4学年の体育の保健で、心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。

No.8 生命の尊重に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「生命の尊重に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校の理科では、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
- イ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする事。
- ウ 音楽科で、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。
- エ 小学校第5学年及び第6学年の道徳科で、生命が多く生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
- オ 小学校の特別活動の学校行事の旅行・集団宿泊的行事で、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

No.9 心身の健康の保持増進に関する教育

『小学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「心身の健康の保持増進に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校第3学年及び第4学年の体育科の保健で、健康な生活について課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること。
- イ 小学校第3学年及び第4学年の国語科で、比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと。
- ウ 小学校第5学年及び第6学年の家庭科で、食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解すること。
- エ 小学校第1学年及び第2学年の生活科で、家庭生活に関する活動を通して、規則正しく健康に気を付けて生活しようとする事。
- オ 小学校の特別活動の学級活動で、現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

No.10 伝統や文化に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「伝統や文化に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校第1学年の国語科で、我が国の言語文化に関して古典には様々な種類の作品があることを知ること。
- イ 中学校の社会科の歴史的分野で、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。
- ウ 中学校第1学年の音楽科の鑑賞の活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解すること。
- エ 中学校保健体育科の体育分野で、武道については、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること。
- オ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

No.11 主権者に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「主権者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。
- イ 中学校特別活動の生徒会活動で、生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。
- ウ 中学校道徳科で、社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。
- エ 中学校の社会科の歴史的分野で、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。
- オ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

No.12 法に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。
- イ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできるようにすること。
- ウ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。
- エ 中学校道徳科で、法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。
- オ 中学校特別活動の学級活動で、学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

No.13 知的財産に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「知的財産に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。
- イ 中学校第1学年の国語科で、比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと。
- ウ 中学校音楽科で、自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。
- エ 中学校技術・家庭科の技術分野で、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
- オ 中学校道徳科で、法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

No.14 郷土や地域に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「郷土や地域に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の地理的分野で、地域の在り方を、地域の結びつきや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。
- イ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること。
- ウ 中学校第2学年及び第3学年の音楽科で、鑑賞を通して、我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解すること。
- エ 中学校第1学年の美術科で、鑑賞の活動を通して身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
- オ 中学校道徳科で、法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り

方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

No.15 環境に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校社会科の公民的分野で、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。
- イ 中学校理科の第2分野で、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。
- ウ 中学校技術・家庭科の技術分野で、これからの社会の発展とエネルギー変換の技術を考える活動などを通して、生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。
- エ 中学校第1学年の国語科で、比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと。
- オ 中学校保健体育科の保健分野で、身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること、身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあることなどを身に付けること。

No.16 心身の健康の保持増進に関する教育

『中学校学習指導要領 解説 総則編』の付録6に参考資料として示されている「心身の健康の保持増進に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 中学校保健体育科の保健分野で、心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすることを身に付けること。
- イ 中学校社会科の公民的分野で、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。
- ウ 中学校総合的な学習の時間で、目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題などを踏まえて設定すること。
- エ 中学校技術・家庭科の家庭分野で、中学生に必要な栄養の特徴が分かり、健康によい食習慣につ

いて理解すること。

- オ 中学校特別活動の学級活動で、節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

No.17 北方領土の指導

『中学校学習指導要領 解説 社会編』において、北方領土の指導に関して示されていないことを1つ選びなさい。

- ア 北方領土とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島であること。
- イ 現在ロシア連邦によって不法に占拠されていること。
- ウ ロシア連邦にその返還を求めていること。
- エ 北方領土の産業振興に関すること。
- オ 北方領土は我が国の固有の領土であること。

No.18 学級活動の年間指導計画

学級活動の年間指導計画を立てるときの留意点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 年間指導計画を立てずに臨機応変に実施する。
- イ 指導時期を考慮して題材を位置付ける。
- ウ 行事との関連を図る。
- エ 小学校から中学校への接続を考慮する。
- オ 学級ごとの学級活動の指導計画を策定する。

No.19 学年と学級活動の調整

学年での活動と学級活動の調整を図るときの留意点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 時数削減のため、学年での活動を厳選する。
- イ 事前に学年での活動内容を各学級で把握し、検討しておく。
- ウ 学年内で教師間の共有や合意形成を行う。
- エ 各学級の実態を確認した上で、学年での活動を考える。
- オ 学級の独自性と学年で求める共通事項を整理しておく。

No.20 総合的な学習の時間の年間計画

総合的な学習の時間の年間計画を立てるときの留意点として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 年間指導計画又は全体計画のどちらかを作成する。
- イ どのような学習活動をどのような時期にどのように実施するかなどを示す。
- ウ 1年間の時間的な流れの中に単元を位置付けて

示す。

- エ 必要に応じて他教科等における学習活動も書き入れ、総合的な学習の時間における学習活動との関連を示す。
- オ 責任者としての校長の指導ビジョンとリーダーシップの下、全教職員がそれぞれの特性と専門性を発揮しながら協力して、自立的、創造的に行う。

No.21 給食の時間の指導計画

給食の時間の指導計画及びルールづくりとして、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 食に関するルールや価値観は家庭によって多様であるため、一律に指導したりルールを決めたりできない。
- イ 学校の教育活動全体の中で食に関する指導を計画的、組織的に行っていく。
- ウ 共通の目標に向かって、校長のリーダーシップの下、学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員などの全職員が取り組む。
- エ 学校から、児童生徒の食生活等の実態を情報提供したり、家庭への働き掛けや啓発を行ったりする。
- オ 給食の時間における食に関する指導の内容等を年間通しての一覧表として整理する。

No.22 道徳教育推進教師

『小学校（中学校）学習指導要領 解説 特別の教科道徳編』第4章第3節に示されている道徳教育推進教師を中心とした指導体制の説明として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 学校の教職員が協力して指導に当たることができるような年間指導計画を工夫することなどを、学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。
- イ 道徳科で用いる教材や図書の準備、掲示物の充実、教材コーナーなどの整備などを教員で分担して進められるように道徳教育推進教師が呼び掛けをしたり、具体的な作業の場を設定したりすることが考えられる。
- ウ 道徳教育推進教師が中心となって、児童生徒との悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して支援する必要がある。
- エ 道徳教育推進教師が近隣の中学校（小学校）と連携し、例えば、互いに道徳科の授業参観をして学び合い意見交換を行ったり、授業に参加したりすることも考えられる。
- オ 授業を実施する上での悩みを抱えた教師の相談役になったり、情報提供をしたりして援助することや、道徳科に関する授業研修の実施、道徳科の授業公開や情報発信などを、道徳教育推進教師が中心となって協力して進めることが考えられる。

No.23 教育の情報化加速化プラン

文部科学大臣が平成28年7月29日に決定した「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～」の具体的な取組施策として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 教員自身が授業内容や子供の姿に応じて自在にICTを活用しながら授業設計を行えるよう、児童生徒一人一台の教育用コンピュータ環境の実現を目指し、段階的な整備を行う。
- イ 各教科等の特質に応じて、発達段階に応じた語彙の確実な習得や情報を正確に理解し適切に表現する力の育成など、言語能力の確実な育成を進める。
- ウ 授業・学習面でのICT活用を促進する観点から、ICTを効果的に活用した実践例等の構築を図るとともに、ICT活用の際に不可欠なデジタル教材等の開発を官民連携で進める。
- エ 教員の業務の効率化及び教育の質の向上の観点から、教育情報セキュリティ対策を徹底することを大前提として、統合型校務支援システムの普及促進を図る。
- オ 各学校で教育の情報化が着実に進むよう、民間

企業とも連携をしつつ、教員養成課程及び研修の充実を図るとともに、教育委員会事務局及び学校の体制強化と専門性の向上を図る。

No.24 体験活動の推進

学校において児童生徒のボランティア活動を含めた体験活動を推進するときの配慮事項として、適切ではないものを1つ選びなさい。

- ア 体験活動のコーディネートの窓口となる担当を明らかにし、校長の指導の下に全教職員が協力して校内推進体制を整備する必要がある。
- イ 教職員一人一人が体験活動の意義や理念を正しく理解し、これらの活動に係る指導の力量を高めていくことが不可欠である。
- ウ 発達段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえ、学校として活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直す。
- エ 活動を効果的かつ安全に行うために必要な知識・技能やマナー等の習得のための事前指導が必要である。
- オ 特にボランティア活動は、善意で行うものであるため、目的や相手のニーズよりも、児童生徒の自主性を優先することが大事である。

No.25 冬季スポーツの指導の意義

北国における冬季スポーツや雪に親しむ指導の意義として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 雪のない地方に比べ、冬季間の運動量が減る傾向にあるため、冬季の運動を推奨し、体力向上につなげる。
- イ スキーやスケート、アイスホッケー、カーリングなど、冬季競技の理解、啓発を進める。
- ウ 多様な価値観の下、豊かなスポーツライフの実現に向け、幼児期から冬季スポーツに慣れ親しむ。
- エ 冬の環境を生かして生活を楽しんだり、たくましさを身に付けたりする。
- オ 競技人口が少なく、オリンピック選手になりやすいため、積極的に奨励する。

No.26 ものづくり教育

ものづくり教育の充実についての説明として、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 幼児期から、ものづくりの楽しさを教えたり、ものづくりに対する興味・関心を高めたりする。
- イ 授業において竹細工や陶芸などを実際に行ったり、工場見学を行ったりするなどの体験的な学習活動を充実させる。

- ウ 先端技術を駆使したロボット技術を競うイベントにも小学校段階から積極的に参加する。
- エ ものづくりを扱う教科の学習のほかに総合的な学習の時間も活用して充実させていく。
- オ 学校外でも博物館などにおけるハンズ・オン活動（見て、触って、試して、考える）、公民館や科学館などにおける科学実験教室などを活用する。

No.27 プログラミング教育

プログラミング教育に関して、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 小学校では、論理的に考えていくことのできる力であるプログラミング的思考の育成を目指した学習活動を実施する。
- イ 中学校では、技術・家庭科の技術分野で、計測・制御に加えて、双方向性のあるコンテンツに関する

プログラミングや、ネットワークやデータを活用して処理するプログラミングも題材として扱うことが考えられる。

- ウ プログラミング教育等の実施を支援するため官民が連携した支援体制が構築されるなどしていることから、これらも活用して学校外の人的・物的資源の適切かつ効果的な活用に配慮することも必要である。
- エ 携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及しており、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナー等については、各家庭において指導すべきである。
- オ 学習指導要領では、各学校においては、情報活用能力等の資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。

8 法規

No. 1 学校の範囲

学校教育法第1条では、小学校や中学校など学校の範囲が定められており、「一条校」と呼ばれています。以下のうち、一条校に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 専修学校
- イ 幼稚園
- ウ 中等教育学校
- エ 義務教育学校
- オ 特別支援学校

の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。」

- ア A 法令 B 教員
- イ A 法律 B 職員
- ウ A 法令 B 職員
- エ A 法律 B 教員
- オ A 規則 B 職員

No. 2 校長・教員

次の条文は、学校教育法第7条です。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「学校には、校長及び()の教員を置かなければならない。」

- ア 省令で定める数
- イ 教頭等
- ウ 相当数
- エ 教頭、教諭、養護教諭等
- オ 文部科学省が指定する数

No. 3 健康診断等

次の条文は、学校教育法第12条です。(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「学校においては、別に(A)で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに(B)

No. 4 義務教育年限

次の条文は、学校教育法第16条です。(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、(A))をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に(B)の普通教育を受けさせる義務を負う。」

- ア A 親戚 B 9年
- イ A 未成年後見人 B 6年
- ウ A 親戚 B 6年
- エ A 知人 B 9年
- オ A 未成年後見人 B 9年

No.5 就学させる義務

次の条文は、学校教育法第17条第1項の一部です。
(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「保護者は、子の (A) に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、(B) に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」

- | | | |
|---|-------|--------|
| ア | A 満7歳 | B 満12歳 |
| イ | A 満7歳 | B 満11歳 |
| ウ | A 満6歳 | B 満12歳 |
| エ | A 満6歳 | B 満11歳 |
| オ | A 満5歳 | B 満11歳 |

No.6 就学義務の猶予・免除

次の条文は、学校教育法第18条です。(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「前条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、(A)、(B) その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。」

- | | | |
|---|------|---------|
| ア | A 非行 | B 発育不完全 |
| イ | A 病弱 | B 発育未発達 |
| ウ | A 貧困 | B 発育不完全 |
| エ | A 病弱 | B 発育不完全 |
| オ | A 貧困 | B 発育未発達 |

No.7 経済的就学困難

次の条文は、学校教育法第19条です。() に当てはまる言葉を選びなさい。

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な () を与えなければならない。」

- | | | | |
|---|----|---|----|
| ア | 援助 | イ | 保護 |
| ウ | 補償 | エ | 支援 |
| オ | 補助 | | |

No.8 教育課程(小学校)

次の条文は、学校教育法第33条です。() に当てはまる言葉を選びなさい。

「小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、() が定める。」

- | | | | |
|---|--------|---|-------|
| ア | 知事 | イ | 教育委員会 |
| ウ | 文部科学大臣 | エ | 市町村長 |
| オ | 校長 | | |

No.9 学齢未満の子の入学禁止

次の条文は、学校教育法第36条です。() に当てはまる言葉を選びなさい。

「学齢に達しない子は、() に入学させることができない。」

- | | | | |
|---|------|---|-----|
| ア | 保育所 | イ | 幼稚園 |
| ウ | 中学校 | エ | 小学校 |
| オ | 高等学校 | | |

No.10 学校運営評価

次の条文は、学校教育法第42条です。(A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について (A) を行い、その結果に基づき学校運営の (B) を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」

- | | | |
|---|------|------|
| ア | A 調査 | B 推進 |
| イ | A 調査 | B 改善 |
| ウ | A 評価 | B 改善 |
| エ | A 調査 | B 促進 |
| オ | A 評価 | B 促進 |

No.11 教員免許状の失効

教育職員免許法第10条には、教員の免許状が効力を失う場合が示されています。次のうち、当てはまらないものを1つ選びなさい。

- | | |
|---|---|
| ア | 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当するに至ったとき |
| イ | 禁固以上の刑に処された者に該当するに至ったとき |
| ウ | 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき |
| エ | 公立学校の教員であって分限免職の処分を受けたとき |
| オ | 道路交通法違反により反則金を納付したとき |

No.12 中堅教諭等の研修

次の条文は、教育公務員特例法第24条第1項です。() に当てはまる言葉を選びなさい。
「公立の小学校等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において

同じ。)の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる()を図るために必要な事項に関する研修(以下「中堅教諭等資質向上研修」という。)を実施しなければならない。」

- ア 資質の向上
- イ 技術の向上
- ウ 意識の改革
- エ 意識の高揚
- オ 技術の改善

No.13 指導改善研修

次の条文は、教育公務員特例法第25条第1項です。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する()であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。」

- ア 教育的な愛情不足
- イ 指導が不適切
- ウ 理解不足
- エ 関わりが不適切
- オ 高圧的

No.14 学校において予防すべき感染症

学校保健安全法第19条により、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」とされています。以下のうち、出席停止の対象となる学校において予防すべき感染症の種類に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア インフルエンザ
- イ 流行性耳下腺炎
- ウ 麻疹、風疹
- エ 水痘
- オ 寄生虫病

No.15 教育3法の改正

平成18年の教育基本法の改正に伴い、特に大きな改正が行われた4つの法律に該当しないものを1つ選びなさい。

- ア 義務教育費国庫負担法
- イ 学校教育法
- ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- エ 教育職員免許法
- オ 教育公務員特例法

No.16 教育職員の時間外勤務

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」の2には、いわゆる超勤4項目として、公立の義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外労働を命ずる場合について定められています。次のうち、4項目に当てはまらないものを1つ選びなさい。

- ア 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- イ 修学旅行その他学校行事に関する業務
- ウ 職員会議に関する業務
- エ 非常災害の場合、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務
- オ 緊急の家庭訪問に関する業務

No.17 指導主事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に規定されている指導主事の説明として、間違っているものを1つ選びなさい。

- ア 教育委員会の事務局に置かれる職員である。
- イ 上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
- ウ 教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項について教養と経験がある者でなければならない。
- エ 大学以外の公立学校の教員をもつて充てることができる。
- オ 教職員の任免、給与、懲戒、服務に関する業務を担当する。

No.18 幼児教育を行う施設

認定こども園、保育所、幼稚園について説明している次の文のうち、間違っているものを1つ選びなさい。

- ア 幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校である。
- イ 保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設である。
- ウ 認定こども園は、共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者が利用できる。
- エ 保育所及び認定こども園は、夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。
- オ 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設である。

No.19 校長の義務

次の条文は、学校教育法施行令第19条です。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「小学校、中学校、中等教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の()を明らかにしておかなければならない。」

- ア 健康状況 イ 在籍数
- ウ 出席状況 エ 男女比
- オ 転入状況

No.20 長期欠席者等の教育委員会への通知

次の条文は、学校教育法施行令第20条です。(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを選びなさい。

「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き(A)出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて(B)に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。」

- ア A 7日間 B 保護者
- イ A 7日間 B 本人
- ウ A 10日間 B 保護者
- エ A 10日間 B 本人
- オ A 30日間 B 保護者

No.21 学期及び休業日

次の条文は、学校教育法施行令第29条第1項です。()に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(次項において「体験的学習活動等休業日」という。)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の()が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。」

- ア 知事 イ 市町村長
- ウ 教育委員会 エ 教育長
- オ 地方公共団体

No.22 学校備付表簿(1)

次の条文は、学校教育法施行規則第24条第1項です。

()に当てはまる言葉を選びなさい。

「校長は、その学校に在学する児童等の() (学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。」

- ア 健康診断票 イ 通知表
- ウ 指導要録 エ 学籍簿
- オ 学齢簿

No.23 学校備付表簿(2)

次の条文は、学校教育法施行規則第25条です。

()に当てはまる言葉を選びなさい。

「校長(学長を除く。)は、当該学校に在学する児童等について()を作成しなければならない。」

- ア 個人調査票 イ 成績表
- ウ 通知表 エ 出席簿
- オ 家庭環境調査票

No.24 教務主任等

次の条文は、学校教育法施行規則第44条第1項です。

()に当てはまる言葉を選びなさい。

「小学校には、教務主任及び()を置くものとする。」

- ア 事務主任 イ 学年主任
- ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事
- オ 保健主事

No.25 学校評議員

次の条文は、学校教育法施行規則第49条第3項です。

()に当てはまる言葉を選びなさい。

「学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の()が委嘱する。」

- ア 教職員 イ PTA
- ウ 地域住民 エ 保護者
- オ 設置者

No.26 学年

次の条文は、学校教育法施行規則第59条です。

(A)と(B)に当てはまる言葉の組合せとして、正しいものを選びなさい。

「小学校の学年は、(A)に始まり、(B)に終わる。」

- ア A 4月 B 翌年3月
- イ A 第1学年及び第6学年の児童を除き4月1

- 日
 B 翌年3月31日
 ウ A 4月1日
 B 翌年3月31日
 エ A 第1学年の児童を除き4月1日
 B 翌年3月31日
 オ A 4月2日
 B 翌年4月1日

(B) を公表するものとする。」

- ア A 調査 B 結果
 イ A 調査 B 成果
 ウ A 評価 B 結果
 エ A 評価 B 成果
 オ A 調査 B 課題

No.27 授業終始の時刻

次の条文は、学校教育法施行規則第60条です。
 () に当てはまる言葉を選びなさい。
 「授業終始の時刻は、() が定める。」

- ア 教育委員会 イ 校長
 ウ 設置者 エ 学校
 オ 地方自治体

No.30 生徒指導主事

次の条文は、学校教育法施行規則第70条第3項です。
 () に当てはまる言葉を選びなさい。
 「生徒指導主事は、() をもつて、これに充てる。」

- ア 主幹教諭 イ 指導教諭
 ウ 教務主任 エ 教諭
 オ 指導教諭又は教諭

No.28 公立小学校の休業日

次の条文は、学校教育法施行規則第61条です。
 (A) と (B) に当てはまる言葉を選びなさい。

「公立小学校における休業日は、次のとおりとする。
 ただし、第3号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあっては、当該公立大学法人の理事長。第3号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 (A) に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
 二 (B)
 三 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日」

- ア A 国民の祝日
 B 日曜日及び土曜日
 イ A 国民の祭日
 B 日曜日
 ウ A 国民の休日
 B 日曜日及び土曜日
 エ A 国民の祝日
 B 日曜日
 オ A 国民の祭日
 B 日曜日及び土曜日

No.29 学校運営自己評価と結果公表義務

次の条文は、学校教育法施行規則第66条第1項です。
 (A) と (B) に当てはまる言葉の組合せとして、正しいものを選びなさい。

「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら (A) を行い、その

発展編・答え

1 教師論		No.23 学び続ける姿勢	答え：ア
No.1 着任時の挨拶	答え：オ	No.24 学級経営案	答え：イ
No.2 電話の応対 (1)	答え：イ	No.25 若手教師同士の学び	答え：オ
No.3 電話の応対 (2)	答え：エ	No.26 校内研修への主体的な関わり	答え：ア
No.4 電話の応対 (3)	答え：オ	No.27 教師の自己啓発	答え：ア
No.5 名刺	答え：ア	No.28 自己研鑽 (さん)	答え：オ
No.6 教具の発注	答え：ア	No.29 NITSの研修動画	答え：エ
No.7 儀式における礼儀作法の指導	答え：ア	No.30 同僚の違法行為	答え：オ
No.8 研究会参加の心構え	答え：オ	No.31 校舎内の不審なカメラ	答え：ウ
No.9 教師としての心の持ち方	答え：オ	No.32 同学年の教師との協働	答え：ア
No.10 反発する児童生徒への対応	答え：ウ	No.33 厳しい意見への対応	答え：イ
No.11 赴任先の情報収集	答え：オ	No.34 研修会参加時の対応	答え：オ
No.12 出勤時の事故への対応	答え：ア	No.35 学校の教育目標	答え：ア
No.13 通勤	答え：ウ	No.36 校務分掌	答え：エ
No.14 あおり運転の未然防止と対応	答え：オ	No.37 学級担任間の情報交換	答え：ア
No.15 通勤時に気を付けること	答え：イ	No.38 「報告・連絡・相談 (報連相)」の重要性	答え：ア
No.16 出勤時の交通事故	答え：エ	No.39 教員間の協働による指導	答え：エ
No.17 教師間の連携	答え：オ	No.40 指導に関する教師間の話し合い	答え：オ
No.18 児童生徒を評価する際の心構え	答え：ア	No.41 指導に悩む同僚への関わり	答え：オ
No.19 所信を表す	答え：オ	No.42 朝の時間	答え：イ
No.20 他校への訪問	答え：ウ	No.43 アンガーマネジメント	答え：ウ
No.21 先輩教師から学ぶ姿勢	答え：オ	No.44 職場での心掛け	答え：イ
No.22 広い視野をもつための心掛け	答え：エ		

No.45	同僚の悩みへのフォロー	答え：ウ	No. 4	学級目標	答え：オ
No.46	「学級王国」の予防・解消	答え：オ	No. 5	学級開きの心構え	答え：ア
No.47	先輩への相談	答え：ア	No. 6	学級開きの活動	答え：ア
No.48	教師間の交流	答え：オ	No. 7	学級経営案の立案	答え：エ
No.49	他の教師からの批判への対応	答え：オ	No. 8	教室環境づくり	答え：ア
No.50	精神的な健康	答え：ア	No. 9	掲示や展示の留意点	答え：エ
No.51	ストレス解消の重要性	答え：ウ	No.10	掲示板の使い方	答え：オ
No.52	仕事の処理	答え：ア	No.11	作品掲示の配慮事項	答え：エ
No.53	実務処理が分からないときの対応	答え：エ	No.12	教室掲示の工夫	答え：ア
No.54	実務をこなす技術の効果	答え：オ	No.13	動植物の飼育栽培	答え：オ
No.55	指導要録記載の留意点	答え：エ	No.14	フリースペースの活用	答え：ウ
No.56	組織による教育目標の実現	答え：ア	No.15	年度はじめの学級づくり	答え：エ
No.57	会議の効率的な進め方	答え：イ	No.16	よりよい学級生活に導く	答え：ア
No.58	PDCA理論	答え：オ	No.17	学級のルールを守るための指導	答え：ウ
No.59	ブレインストーミング	答え：オ	No.18	学級目標設定に向けた話合い	答え：オ
No.60	KJ法	答え：オ	No.19	席替えの留意点	答え：イ
No.61	個性を伸ばす評価	答え：ウ	No.20	学級活動における話合い活動	答え：ウ
No.62	日本の教員が担う業務	答え：ア	No.21	委員会活動への参加	答え：オ
No.63	選挙権の行使	答え：オ	No.22	学級目標への意識が薄れている際の指導	答え：ア
No.64	苦情への対応	答え：オ	No.23	誰とでも仲よくする指導	答え：エ
No.65	教育活動への参加	答え：ア	No.24	公平性を保つ児童生徒との関わり	答え：オ
2 学級経営					
No. 1	学級経営の基本的姿勢	答え：エ	No.25	宿題についての指導	答え：オ
No. 2	学級経営の内容	答え：イ	No.26	学級の理想像を語る	答え：イ
No. 3	よりよい学校生活	答え：ア	No.27	休み時間の全員遊び	答え：オ

No.28	話し合い活動の司会への指導	答え：ウ	No.50	家庭訪問の目的・在り方	答え：ウ
No.29	児童生徒の企画や活動への介入	答え：オ	No.51	家庭訪問の留意事項	答え：オ
No.30	意見がまとまらないときの対応	答え：ウ	No.52	玄関先でのマナー	答え：エ
No.31	グループでの話し合いの配慮事項	答え：ア	No.53	保護者からの相談	答え：オ
No.32	学級活動の企画や運営への働きかけ	答え：イ	No.54	学級通信の内容	答え：ア
No.33	自己紹介や他己紹介	答え：エ	No.55	学級通信作成のポイント	答え：オ
No.34	集団宿泊的行事の効果	答え：オ	No.56	学級通信の効果	答え：イ
No.35	班ノートの効果	答え：ア	No.57	保護者からのクレームへの対応	答え：オ
No.36	コミュニケーションスキルのトレーニング	答え：オ	No.58	保護者へのメール送信の留意点	答え：イ
No.37	保護者への伝達	答え：ア	No.59	保護者への連絡方法	答え：ウ
No.38	参観日の保護者への対応	答え：ア	No.60	保護者への情報発信	答え：オ
No.39	参観日の授業	答え：オ	No.61	学級崩壊の捉え	答え：ウ
No.40	参観日における児童生徒への配慮	答え：エ	No.62	学級崩壊の未然防止	答え：エ
No.41	学級懇談会の配慮	答え：イ	No.63	学級崩壊の兆候 (1)	答え：ア
No.42	参観日に向けた教室環境づくり	答え：ア	No.64	学級崩壊の兆候 (2)	答え：オ
No.43	学級懇談会の進め方	答え：ウ	No.65	学級崩壊 (1)	答え：イ
No.44	学級懇談会の内容	答え：ア	No.66	学級崩壊 (2)	答え：オ
No.45	学級懇談会の話題	答え：エ	No.67	学級崩壊からの回復	答え：ウ
No.46	家庭訪問の話題 (1)	答え：オ	No.68	教師への反発	答え：エ
No.47	家庭訪問の話題 (2)	答え：イ	No.69	学級崩壊の社会的背景とその対応	答え：オ
No.48	家庭訪問時に確認すること	答え：エ	No.70	学級レクリエーションを通じた学級集団づくり	答え：オ
No.49	家庭訪問の留意点	答え：イ	No.71	遠足の際の配慮事項	答え：オ
			No.72	清掃活動で育てたい資質	答え：ア
			No.73	朝の会・帰りの会のねらい	答え：イ

No.74	教室清掃の内容	答え：オ
No.75	学芸会、学習発表会、文化祭における指導内容	答え：ア
No.76	集団宿泊的行事における指導内容	答え：ウ
No.77	係活動の指導のポイント	答え：ウ
No.78	給食中、給食後の指導	答え：オ
No.79	グループ編制	答え：ア
No.80	行事の話合い活動の配慮事項	答え：イ
No.81	遠足で孤立している児童生徒	答え：ア
No.82	行事のねらい	答え：イ
No.83	運動会、体育祭の指導	答え：エ
No.84	地域でのボランティア活動	答え：ア
No.85	一日の振り返りの方法	答え：ア
No.86	欠席児童生徒への対応	答え：ウ
No.87	欠席や遅刻への配慮	答え：ア
No.88	席替えの目的	答え：エ
No.89	学校通信	答え：オ
No.90	代表選考等	答え：ウ
No.91	傘の扱い方指導	答え：ア
No.92	靴箱の使い方指導	答え：ア
No.93	登下校時の指導内容	答え：ア
No.94	居残り指導	答え：オ
No.95	席替えの際の配慮事項	答え：ア
No.96	内面的な目標達成に向けた指導	答え：オ

3 学習指導・授業改善

No.1	地域の情報収集	答え：オ
No.2	ブレインストーミング法	答え：ア
No.3	語彙力を高める方法	答え：オ
No.4	概念形成力を高める方法	答え：エ
No.5	パネルディスカッション	答え：イ
No.6	カリキュラムマネジメント (1)	答え：オ
No.7	カリキュラムマネジメント (2)	答え：オ
No.8	仮説の設定方法	答え：ウ
No.9	自習時間の手立て	答え：ア
No.10	補助教材の扱い方	答え：オ
No.11	ALTとの連携	答え：オ
No.12	TTにおけるサブ・ティーチャーの役割	答え：エ
No.13	ゲストティーチャーを招いた際の授業者の位置	答え：ア
No.14	席替えの際の留意点	答え：オ
No.15	電子黒板の活用	答え：ウ
No.16	全員発言	答え：イ
No.17	授業時のノート点検	答え：ア
No.18	放課後の個別指導	答え：ウ
No.19	ポートフォリオ評価	答え：イ
No.20	パフォーマンス評価	答え：エ
No.21	通知表の所見欄に記載する内容	答え：ア
No.22	偏差値	答え：オ

No.23	自己評価の留意点	答え：エ	No.48	体力向上の取組	答え：ア
No.24	通知表の所見欄の配慮事項	答え：オ	No.49	寒冷期の体力向上策	答え：イ
No.25	学習評価の在り方	答え：ウ	No.50	アイヌ民族教育	答え：ア
No.26	指導と評価の一体化	答え：エ	No.51	自由研究の事前指導	答え：ウ
No.27	目標に準拠した評価	答え：ア	No.52	家庭学習を効果的に進めるための手立て	答え：ア
No.28	学習評価の考え方	答え：ア	No.53	言語活動の充実	答え：オ
No.29	朝の読書の4原則	答え：エ	No.54	自然体験活動	答え：ア
No.30	家庭学習の習慣化 (1)	答え：ウ	No.55	キャリア教育の方法	答え：イ
No.31	家庭学習の習慣化 (2)	答え：エ	No.56	キャリア教育で育成を目指す資質・能力	答え：オ
No.32	地域における職業体験	答え：オ	No.57	学校図書館の活用	答え：ウ
No.33	地域を題材とした教育活動	答え：イ			
No.34	地域の住民との交流	答え：オ			
No.35	地域の住民とのコミュニケーション	答え：ウ			
No.36	校外学習の配慮事項	答え：エ			
No.37	職場体験の配慮事項	答え：ア			
No.38	職場体験における社会的・公共的な活動	答え：イ			
No.39	地域における課題の教材化	答え：オ			
No.40	校外学習の事前準備	答え：ウ			
No.41	地域理解教育	答え：ア			
No.42	地域の人への聞き取り調査	答え：エ			
No.43	地域素材の教材化	答え：オ			
No.44	共同炊飯の教育効果	答え：オ			
No.45	イメージマップ	答え：ウ			
No.46	KJ法	答え：エ			
No.47	職業観の育成	答え：ウ			
4 特別支援教育					
No. 1	学校教育法 特別支援学校	答え：エ			
No. 2	学習指導要領と特別支援教育 (1)	答え：ウ			
No. 3	学習指導要領と特別支援教育 (2)	答え：イ			
No. 4	学習指導要領と特別支援教育 (3)	答え：エ			
No. 5	学習指導要領と特別支援教育 (4)	答え：ア			
No. 6	学習指導要領と特別支援教育 (5)	答え：ア			
No. 7	学習指導要領と特別支援教育 (6)	答え：エ			
No. 8	学習指導要領と特別支援教育 (7)	答え：ウ			
No. 9	学習指導要領と特別支援教育 (8)	答え：イ			

No.10 学習指導要領と特別支援教育 (9) 答え：エ

No.11 学習指導要領と特別支援教育 (10) 答え：エ

No.12 学習指導要領と特別支援教育 (11) 答え：イ

No.13 学習指導要領と特別支援教育 (12) 答え：オ

No.14 個別の教育支援計画・支援計画・指導計画 答え：ア

No.15 特別支援教育の対象者数 答え：ウ

No.16 視覚障害教育 答え：イ

No.17 聴覚障害教育 答え：ウ

No.18 知的障害教育 (1) 答え：ウ

No.19 知的障害教育 (2) 答え：エ

No.20 肢体不自由教育 (1) 答え：オ

No.21 肢体不自由教育 (2) 答え：イ

No.22 病弱・身体虚弱教育 (1) 答え：エ

No.23 病弱・身体虚弱教育 (2) 答え：ウ

No.24 言語障害教育 (1) 答え：イ

No.25 言語障害教育 (2) 答え：ア

No.26 自閉症・情緒障害教育 (1) 答え：ウ

No.27 自閉症・情緒障害教育 (2) 答え：ウ

No.28 学習障害の教育 (1) 答え：イ

No.29 学習障害の教育 (2) 答え：オ

No.30 注意欠陥多動性障害の教育 (1) 答え：エ

No.31 注意欠陥多動性障害の教育 (2) 答え：ア

No.32 知的障害に関わる教育課程の編成 答え：イ

No.33 病弱の障害の程度 答え：イ

No.34 知的障害 答え：ア

5 生徒指導

No.1 児童生徒理解の方法 答え：ウ

No.2 児童生徒の理解 答え：ウ

No.3 SNSへの書き込みへの対応 答え：ア

No.4 児童生徒のよさを捉える心掛け 答え：エ

No.5 生徒指導上の情報共有 答え：オ

No.6 教育相談における配慮 答え：イ

No.7 悩みや不安の解消に向けた教育相談 答え：オ

No.8 教育相談の事前準備 答え：エ

No.9 教育相談を組織的に行う際の留意点 答え：オ

No.10 暴言や暴力への対応 答え：ア

No.11 問題行動への対応 答え：オ

No.12 持ち物や装飾品の変化 答え：ウ

No.13 学級崩壊の要因 答え：オ

No.14 学級崩壊の早期解決 答え：イ

No.15 教師に対する不信感への対応 答え：オ

No.16 問題行動の早期発見と防止 答え：オ

No.17 自己指導能力の育成に向けた教師の心掛け 答え：ウ

No.18 万引きを自慢する児童生徒への指導 答え：ア

No.19	友達の物を盗んだ児童生徒への指導 答え：エ	No.41	無断欠席した児童生徒への対応 答え：ウ
No.20	授業を妨害する児童生徒への対応 答え：ア	No.42	長期休業中における児童生徒の連絡の 取り方 答え：オ
No.21	万引きの可能性があるときの対応 答え：ア	No.43	親に反発している児童生徒に対する指 導 答え：オ
No.22	校種間連携 答え：ウ	No.44	学校以外の場における不登校児童生徒 への支援 答え：ア
No.23	他機関と連携する際の留意点 答え：オ	No.45	スクールソーシャルワーカー 答え：イ
No.24	いじめられた際の対応の指導 答え：エ	No.46	教育支援センター（適応指導教室）の 役割 答え：エ
No.25	加害者側への指導 答え：ウ	No.47	児童相談所の業務 答え：ウ
No.26	いじめの初期対応 答え：ウ	No.48	部活動のガイドライン 答え：ウ
No.27	いじめの未然防止 答え：ウ		
No.28	いじめが生じたときの周囲の児童生徒 への指導 答え：ウ		
No.29	いじめの事実確認 答え：ア		
No.30	いじめに対する学校の対応 答え：ウ		
No.31	自殺の未然防止 答え：エ		
No.32	自殺発生時の対応 答え：オ		
No.33	薬物乱用防止 答え：オ		
No.34	児童生徒からの薬物乱用の告白 答え：エ		
No.35	出会い系サイト 答え：オ		
No.36	虐待防止に関わる学校、教職員の役割 答え：ウ		
No.37	児童虐待の種類 答え：エ		
No.38	不登校に対する学校の取組 答え：ア		
No.39	不登校支援 答え：オ		
No.40	不登校児童生徒の保護者への対応 答え：エ		
		6 危機管理	
		No.1	遠足の下見 答え：オ
		No.2	養護教諭との連携 答え：ウ
		No.3	Jアラート 答え：ア
		No.4	自然災害に対する事前指導 答え：エ
		No.5	熊の目撃（出没）情報への対応 答え：オ
		No.6	熱中症への対応 答え：オ
		No.7	打撲への対応 答え：オ
		No.8	発熱への対応 答え：エ
		No.9	歯痛の訴えへの対応 答え：エ
		No.10	腹痛の訴えへの対応 答え：オ
		No.11	インフルエンザへの対応 答え：オ
		No.12	野鳥の死骸への対応 答え：ウ
		No.13	カラスの襲撃への対応 答え：ア

- No.14 著作物（楽譜）の使用 答え：オ
- No.15 スマートフォンによる写真撮影
答え：エ
- No.16 児童生徒の善行への問合せ 答え：ア
- No.17 けがをした児童生徒の保護者対応
答え：ウ
- No.18 頭部打撲時の対応 答え：オ
- No.19 危機管理の「さしすせそ」 答え：イ
- No.20 事故等に遭遇した際の心理 答え：ウ
- No.21 保護者への連絡 答え：ア
- No.22 早退時の対応 答え：ア
- No.23 情報の管理 答え：ウ
- No.24 いわゆる学校感染症に対する出席停止措置
答え：エ
- No.25 予防接種に関する知識 答え：オ

7 『学習指導要領』・教育課程

- No. 1 伝統や文化に関する教育 答え：オ
- No. 2 主権者に関する教育 答え：エ
- No. 3 消費者に関する教育 答え：ウ
- No. 4 法に関する教育 答え：イ
- No. 5 知的財産に関する教育 答え：ア
- No. 6 郷土や地域に関する教育 答え：オ
- No. 7 環境に関する教育 答え：エ
- No. 8 生命の尊重に関する教育 答え：ウ
- No. 9 心身の健康の保持増進に関する教育
答え：イ
- No.10 伝統や文化に関する教育 答え：オ

- No.11 主権者に関する教育 答え：エ
- No.12 法に関する教育 答え：イ
- No.13 知的財産に関する教育 答え：ア
- No.14 郷土や地域に関する教育 答え：オ
- No.15 環境に関する教育 答え：エ
- No.16 心身の健康の保持増進に関する教育
答え：イ
- No.17 北方領土の指導 答え：エ
- No.18 学級活動の年間指導計画 答え：ア
- No.19 学年と学級活動の調整 答え：ア
- No.20 総合的な学習の時間の年間計画
答え：ア
- No.21 給食の時間の指導計画 答え：ア
- No.22 道徳教育推進教師 答え：ウ
- No.23 教育の情報化加速化プラン 答え：イ
- No.24 体験活動の推進 答え：オ
- No.25 冬季スポーツの指導の意義 答え：オ

- No.26 ものづくり教育 答え：ウ
- No.27 プログラミング教育 答え：エ

8 法規

- No. 1 学校の範囲 答え：ア
- No. 2 校長・教員 答え：ウ
- No. 3 健康診断等 答え：イ
- No. 4 義務教育年限 答え：オ
- No. 5 就学させる義務 答え：ウ
- No. 6 就学義務の猶予・免除 答え：エ

No.7	経済的就学困難	答え：ア
No.8	教育課程（小学校）	答え：ウ
No.9	学齡未満の子の入学禁止	答え：エ
No.10	学校運営評価	答え：ウ
No.11	教員免許状の失効	答え：オ
No.12	中堅教諭等の研修	答え：ア
No.13	指導改善研修	答え：イ
No.14	学校において予防すべき感染症	答え：オ
No.15	教育3法の改正	答え：ア
No.16	教育職員の時間外勤務	答え：オ
No.17	指導主事	答え：オ
No.18	幼児教育を行う施設	答え：ウ
No.19	校長の義務	答え：ウ
No.20	長期欠席者等の教育委員会への通知	答え：ア
No.21	学期及び休業日	答え：ウ
No.22	学校備付表簿（1）	答え：ウ
No.23	学校備付表簿（2）	答え：エ
No.24	教務主任等	答え：イ
No.25	学校評議員	答え：オ
No.26	学年	答え：ウ
No.27	授業終始の時刻	答え：イ
No.28	公立小学校の休業日	答え：ア
No.29	学校運営自己評価と結果公表義務	答え：ウ
No.30	生徒指導主事	答え：オ

